

令和6年度 事務事業評価 二次評価結果集計表

No.	評価結果		年 度				
	展開方針①	展開方針②	R6	R5	R4	R3	R2
1	現状のまま継続		242	240	238	215	215
2	見直しの上で継続	重点化する	14	28	27	45	60
3		効率化を図る	28	24	31	42	31
4		簡素化する	2	0	2	2	0
5	休止・廃止・終了		4	4	9	17	15
合 計			290	296	307	321	321

※過去5年度分の結果を掲載

※現状のまま継続の事業についても、評価者のコメントが有る場合は記載しています

※見直しの上で継続

重点化：重点とする課題事業であり、必要に応じて予算の増額を検討する

効率化：事業運営の手法等について精査し、予算を有効活用することで事業の効率化を図る

簡素化：事業の目的を精査し、必要に応じた最低限の予算計上に止める

■重点化事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
1	8	総務課	職員研修事業	1,214	見直しの上で継続	重点化	行政をとりまく環境、住民意識の変化に対応するため職員の実務能力の向上は必要。
2	16	総務課	庁舎管理事業	20,591	見直しの上で継続	重点化	来庁者及び職員の安全性、利便性を考慮した定期的修繕が必要。
3	18	総務課	情報政策推進事業	21,011	見直しの上で継続	重点化	人材育成等による専従者の配置、人事評価や電子決済システム等の導入による庁内業務のデジタル化・積極的・有効な情報発信が必要。
4	23	総務課	つまごいまつり補助事業	6,953	見直しの上で継続	重点化	村民等に喜んでもらえるような内容への見直しを図り次年度は開催。予算の検討。
5	44	総務課	遭難対策事業	523	見直しの上で継続	重点化	山岳遭難防止対策協議会の設立により、遭難の未然防止や遭難の再発防止の推進強化を図る。
6	52	未来創造課	少子化対策事業	175	見直しの上で継続	重点化	結婚新生活支援補助金の周知を推進し、他町村との連携についても強化。
7	59	未来創造課	孀恋高等学校活性化対策事業	19,120	見直しの上で継続	重点化	未来留学生を募集しているが、食事提供等の課題があるため入学に戸惑う生徒もいることから環境整備をしっかりとする必要がある。
8	91	住民課	環境衛生推進事業	8,821	見直しの上で継続	重点化	生ゴミの削減及びごみ分別の推進。
9	147	健康福祉課	母子保健推進事業	16,788	見直しの上で継続	重点化	母子の相談窓口として専門職の充足を行い、更なる周産期医療の充実を図る。
10	175	農林振興課	有害鳥獣対策事業	35,400	見直しの上で継続	重点化	後継者不足が懸念されるので人材育成、防除対策の強化。 また、個体数が増加している獣種については市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化。
11	230	観光商工課	観光情報発信事業	132	見直しの上で継続	重点化	各団体と協働しながら情報が発信できる検討をする。
12	274	教育委員会	東部保育所運営事業	37,436	見直しの上で継続	重点化	職員の拡充により専門職の不足を解消し体制維持を強化していく。
13	282	交流推進課	国際交流事業	1,384	見直しの上で継続	重点化	ポンペイ市とのオンライン交流やクレア、JICAを活用し、多世代との交流事業の検討。
14	285	交流推進課	浅間山北麓ジオパーク推進事業	17,929	見直しの上で継続	重点化	南麓ジオパークの推進、登山道整備の推進強化。

■効率化・簡素化を図る事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
1	50	未来創造課	公共交通対策事業	30,633	見直しの上で継続	効率化	村民の重要な移動手段となっており、利用者増加や停留所の新規設置等の要望が増えている中、ランニングコスト増に留意して運営。
2	53	未来創造課	日本風景街道推進事業	50	見直しの上で継続	効率化	他事業との統合等検討し、効率化を図る。
3	54	未来創造課	自然エネルギー活用事業	2,778	見直しの上で継続	効率化	自然エネルギーを活用することは、重要な施策であることから企業が参入し活用できるような体制を構築していく。
4	56	未来創造課	大学連携事業	156	見直しの上で継続	効率化	住民の福祉向上を図るための事業展開ができるよう活動及び成果を検証し、事業を検討していく。
5	60	未来創造課	ふるさと納税管理運営事業	137,007	見直しの上で継続	効率化	特産品開発や返礼品協力者の確保。また、企業版ふるさと納税の推進により寄附拡大を図る。
6	64	未来創造課	婦恋浅間祭運営事業	17,919	見直しの上で継続	効率化	年度により入寮者数・男女の別にはばらつきがある。定員数がある中で、持続可能な運営のため、高校と入寮者の調整連携を行い、適切な運営ができるよう検討していく。
7	67	未来創造課	スマートシティ推進事業	8,669	見直しの上で継続	効率化	ランニングコストに留意した上で、「つまボケ」の活用を推進していく。
8	70	未来創造課	行政評価システム運営事業		見直しの上で継続	効率化	事業の統合推進、評価項目の見直しにより効率化を図る
9	76	税務会計課	庁内消耗品管理事業	1,168	見直しの上で継続	効率化	職員による経費削減への強化。
10	106	健康福祉課	環境改善センター運営事業	9,979	見直しの上で継続	効率化	保健福祉の拠点として運営しているため今後のあり方について検討し、必要であれば改修等行う。
11	107	健康福祉課	シルバー人材センター運営委託事業	3,462	見直しの上で継続	効率化	受託する業務についても検討し、発注者にあったサービス提供をしながら収益を上げていく。
12	128	健康福祉課	障害福祉サービス事業所運営事業	4,266	見直しの上で継続	効率化	適正な運営ができているかチェックし必要経費の支出ができているか確認。
13	167	農林振興課	婦恋村野菜出荷施設補修費補助事業	4,943	見直しの上で継続	効率化	出荷組合等と適正な補助額等の検討を行い、必要ないものについては経費を削減する。
14	181	農林振興課	緑の県民税事業	2,722	見直しの上で継続	効率化	使途の変更も検討。
15	205	建設課	村道維持管理事業	155,649	見直しの上で継続	効率化	継続的かつ計画的に事業を展開していくため、中長期に管理体制を構築する。
16	211	建設課	村営住宅管理事業	18,536	見直しの上で継続	効率化	長寿命化計画を進めながら施設は整備し、入居者の管理を適正にする。
17	225	観光商工課	観光団体負担金	11,237	見直しの上で継続	効率化	負担金・補助金が適正であるか効果検証が必要。
18	227	観光商工課	観光振興事業	29,319	見直しの上で継続	効率化	観光協会や各団体と連携し効果的な観光事業ができるようにする。
19	237	教育委員会	スクールバス運営事業	195,188	見直しの上で継続	効率化	効率化に向けた工夫及び適切な運営。
20	238	教育委員会	給食センター運営事業	123,430	見直しの上で継続	効率化	施設・設備の老朽化対策・アレルギー対策の一層の強化。
21	250	教育委員会	中学生海外交流派遣事業		見直しの上で継続	効率化	実施及び課題解決に向けた検討、準備。
22	259	教育委員会	文化祭実施事業	1,217	見直しの上で継続	効率化	時代に即した実施内容や実施形態の検討。
23	272	教育委員会	鎌原観音堂周辺整備事業（資料館）	23,178	見直しの上で継続	効率化	「地域計画」の認定に伴い関係団体と連携強化を図り、数多の文化財を「面」ととらえ、地域の魅力として発信していく。
24	278	上下水道課	簡易水道事業特別会計	-46,448	見直しの上で継続	効率化	施設等の改修、料金の見直しによる安定供給の確保。
25	279	上下水道課	上水道事業特別会計	-274,771	見直しの上で継続	効率化	施設等の改修、料金の見直しによる安定供給の確保。
26	283	交流推進課	(専任)集落支援員運営事業	9,130	見直しの上で継続	効率化	移住者への不安解消のサポートやさまざまな人材の発掘。
27	284	交流推進課	移住定住促進事業	3,423	見直しの上で継続	効率化	働き盛りの世代やその家族の移住促進を中心に強化する。
28	288	交流推進課	地方創生テレワーク推進事業	3,498	見直しの上で継続	効率化	関係人口、移住促進を見据えた「ASAMA Valley」の活用推進。
29	217	観光商工課	パラギ温泉センター運営事業	14,183	見直しの上で継続	簡素化	施設の老朽化及び源泉の枯渇が見込まれることから、施設の維持費等動かし閉館を検討。
30	220	観光商工課	商工業振興補助金	1,665	見直しの上で継続	簡素化	不要なものは廃止。

■休止・廃止・終了事業一覧

事業数	No.	担当課名	事業名	決算額 (千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由
1	20	総務課	婦恋村自然休養村管理事業	5,239	休止・廃止・終了		令和7年度末の指定管理期間終了を見据え、あいさいの宿の廃止・解体を含め検討。
2	57	未来創造課	自然景観づくり植樹事業	219	休止・廃止・終了		メイプルへの獣害に注意し、景観整備（花苗植え）を継続しつつ、他課の連携事業と統合。
3	58	未来創造課	電気自動車充電サービス事業	1,439	休止・廃止・終了		テラチャージの運用に任せ、観光協会の場所のみ提供。
4	65	未来創造課	鎌原観音堂周辺整備事業	15,750	休止・廃止・終了		周辺整備終了のため、今後は各課での事業推進を実施。

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し、改善の経緯	
1	議会事務局	議会だより発行事業	819	現状のまま継続		村民は議会だよりで議会の状況や現状をよく見ている、と感じる。制作に当たり、読者に伝わる紙面づくりや編集は考えていく必要がある。今以上に村民には市政に関心を持って頂きたい。	住民の目線で監視し、批評する立場の議会がどのように村の政策決定に関わっているのか、その内容を詳細に分かりやすく公開し、村民に村づくりへの関心を持ってもらい、積極的な村民参加を促す。	村民(各世帯・個人)、関係団体、関係自治体、庁内各課に配布	議員(広報編集委員会)と事務局で作成、編集した原稿を業者に依頼してレイアウトや印刷をする。1年間に4回発行(3月、6月、9月、12月発行会ごと)、1回 3,700部	広報編集委員会を設置し、議員主導による紙面作りを取組んでいる。また、平成30年3月定例会の発行から全ページをカラーにした。	
2	議会事務局	議会運営事業	56,643	現状のまま継続			より開かれた議会を目的とし、議会の機能強化と活性化を図る。	議会・委員会・全員協議会	調査、研究、研修を積み重ね、必要な条例・規則などを制定。議会活動を住民に分かりやすく広報するとともに住民の声を議会活動に反映させ、制度政策立案に結びつける。	議会運営事業の先例を見直しながら効率化を図り、条例、規則の本旨に合う運営を目指してきた。また、令和3年6月にタブレットを導入し令和4年度よりタブレットを活用したペーパーレス議会の本格運用を開始した。そのほかに、議会基本条例の策定について、調査・検討を行う。	
3	議会事務局	議事録調製委託事業	1,243	現状のまま継続			議会の議事録を文字に反訳し、データ化する作業の委託を行う。地方自治法第123条の規定に基づくもの。	本会議、全員協議会	議事録調製業者へ委託	H21に議事録記録機材を購入し、作業の効率化と、音声記録機材の改善を図った。H28からはホームページに議事録を掲載	
4	議会事務局	視察等調査活動事業	2,660	現状のまま継続			趣旨・目的が明確になっている事業であれば価値のある活動になると確信する。	自治体が抱えるさまざまな課題に対する取り組みの先進事例等	事前に視察目的など諸課題について研修しておき、議会又は委員会で計画し、最小経費で実施。	議員全員による視察情報から、委員会による視察調査活動にシフトしてきた。	
5	議会事務局	監査事務事業	508	現状のまま継続			自治体が行う事務の執行の適正性、適法性、妥当性をチェックし、違法・不正行為の是正及び指導を行う。検査・監査・審査の効果的かつ効率的な実施。	婦恋村の財務事務、行政事務、事業管理及び財政支援団体の行う事業	研修会等を通して知識、技術の向上習得を図る。	独任機関であることの認識のもと、監査委員主導の監査(検査・監査・審査)になりつつある。R2.4.1付けで監査基準を策定した。	
6	総務課	地区活動助成事業	16,509	現状のまま継続			各地区の村に対する協力を感謝する。また、地区のことは地区で責任を持って実施して頂きたい。	広報の配布、回覧物、各行事の紹介など行政情報等を区長の連絡網及び組織を活用し、村民に迅速かつ的確に伝える。	各区区民	伍長や役員組織を活用し、広報等を配付することにより行政情報を的確に村民に伝える。	
7	総務課	固定資産評価審査委員会運営事業		現状のまま継続			審査申出があれば審査委員会(委員3名)を開催し、評価額が適正かどうか審査を行う。	固定資産所有者とその納税義務者。	審査申し出に対して、固定資産評価審査委員会で審査を実施。	問合せ時には、税務課でできるだけ詳細、丁寧な説明を行うよう努めている。	
8	総務課	職員研修事業	1,214	見直しの上で継続	重点化	行政をとりまく環境、住民意識の変化に対応するため職員の業務能力の向上は必要。	職員の資質向上のために研修を計画的に実施する。	職員	県、町村会、研修アカデミー、上田市定住自立圏、電話ユーザ協会などを活用する。研修情報を的確に提供する。	住民サービス向上に向け自己能力を高める。	
9	総務課	職員福利厚生事業	1,921	現状のまま継続			職員の健康診断、作業着貸与等を行うことにより、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を図る。	職員及び会計年度任用職員	職員の健康診断及びストレスチェックの実施 職員への共済組合の福祉事業の利用助戻(人間ドック・各種がん検診、インフルエンザ予防接種等の助成事業)	職員の健康診断は、診療所で行うことにより受診しやすい環境を整え、費用面も抑えた。作業着貸与は、規程に基づいて、計画的に貸与する 新採用職員への仮服の貸与	
10	総務課	総務事務管理事業	21,793	現状のまま継続		ペーパーレスの一層の拡大。	職員等が業務を効率的に遂行できる環境の整備 入札関係事務	職員及び会計年度任用職員 その他の事業	プリンターへの紙の消耗品の購入及び管理、切手等の購入、災害補償保険(交通指導員等)の加入手続等、町村会等各種負担金 会費の支払い、LWM等サービスに係る使用料の支払い等 群馬電子入札共同システムによる入札資格申請受付及び工事等の発注、入札、開札、入札審査会による案件の審査。	会計年度任用職員の数。郵送送料の減額。コピーの減数等。表面の活用。プリンターのフォーターページはH24.11より3,70円/枚に(4,60円) 例規集のデジタル化により、経費が節約、使いやすさが向上した。	
11	総務課	文書管理事業	122	現状のまま継続			文書管理システム及び保存ファイルにより効率化を行う。	職員	文書管理システムを活用し、文書の保存及び書庫等の整理を行う。	ファイルの統一、大量購入により単価を下げた。	
12	総務課	秘書業務事業	2,565	現状のまま継続		秘守義務を守り、スケジュール調整は重要。	より円滑に行政が行われるために、特別職等のスケジュール調整・交際費の支出。	村長・特別職・役場職員・関係団体等	各課や関係団体からの依頼を受けて特別職等のスケジュールを調整する。 交際費支出基準に基づき適切な交際費の執行をする。	H19年度7月から秘書業務を分離。	
13	総務課	広報作成発行事業	4,572	現状のまま継続			村民に村の施策や様々な行政情報を提供し、日々の生活に生かしていただくため。また、年1回、別荘所有者(約7000名)を対象とした特別号を発行し、村の現状や行政情報の提供を行う。	村民(全世帯)、別荘所有者(特別号のみ)	取材、記事作成、編集等の作業を村単独で行い、広報紙(A4版基本16ページ)を毎月1回発行し、区長、集落支援員、郵送等を通じて全世帯に配布。PDF版を村HPに掲載及び、関係市町村や団体等にも郵送。高原からのおたより(特別号)年1回(A4版4~6ページ)発行。各課のお知らせなどと連携し郵送している。	R3より今までの随意契約を見直し見積りも合わせて業者を選定。業者は同じだが価格は下がった。H29.3月号よりPDFを村HPに掲載。R2年度より全ページカラー及び文字をニューラルデザインに変更し見やすい広報づくりに取り組んでいる。	
14	総務課	財政管理事業	913	現状のまま継続			村政の心臓部分に値する。人材不足から外部に委託することはやむを得ない。	・効率的な財源配分と健全な財政基盤を確立する。	婦恋村予算、全事務事業	・予算調整と適正な執行管理を行う。・決算統計、会計など各種財政資料の作成。・地方債発行等の手続き。地方交付税基礎資料の作成。健全化比率の算出。・財政状況の分析。	H22.9財政健全化団体から脱却。H24決算で起債許可団体から脱却 H25決算により県内ワースト1脱却
15	総務課	公用車管理事業	2,282	現状のまま継続			効率的に運営できれば良い。	公用車の適正な管理及び効率的運用により運行時の安全を図る。	公用車・職員	公用車の定期点検・整備、修理の実施。任意保険の加入手続き、事故対応、安全運転の推進。公用車の運行管理、使用許可。	保有台数の削減、経費削減のため中古車の購入。低公害車への買い換え。
16	総務課	庁舎管理事業	20,591	見直しの上で継続	重点化	来庁者及び職員の安全性、利便性を考慮した定期的修繕が必要。	公務の円滑な遂行及び来訪者の親しみやすい庁舎作りのために、庁舎及び公共施設の維持管理を行う。	庁舎・来訪者・職員	・管理委託契約により、自動ドア、電気設備、消防設備、地下タンク、分煙機保守管理。・職員による庁舎の清掃、宮掃。・清掃会社による床清掃	・昼休み時の照明消灯。・給湯をガスから電気に転換。・職員による事務所内清掃。・事務室照明のLED化実施。空気清浄機の一部実施。	
17	総務課	財産管理事業	289	現状のまま継続			全村民共有の村有財産の適正かつ適切な管理	土地・建物等村有財産	条例、規則に基づき所管課局所等との連携と全職員による管理意識の向上を図り、管理体制及び管理システムの構築する。	h20年度より、一定条件の下、寄附受け入れを開始した。 H28年度に公共施設総合管理計画策定 R2年度に個別施設計画を策定、R3年度に総合管理計画の改訂を行った。	
18	総務課	情報政策推進事業	21,011	見直しの上で継続	重点化	人材育成等による専従者の配置、人事評価や電子決済システム等の導入による庁内業務のデジタル化・積極的・有効な情報発信が必要。	庁内ネットワークを使用し、事務の効率化やホームページでの情報公開を図る。庁内情報セキュリティの強化を図る。通信基盤整備等を行い住民サービスの向上を図る。	職員・住民	村が整備した光ファイバを通信事業者へ貸し出しを行いフレックス光のサービスを行う事により地域間の情報通信格差は解消される。庁内ネットワークシステムを用い、庁内、外部とのメール・施設予約・文書管理・財務会計システムやLWAWNとの連携を行い、総合的な業務を行う。	光ファイバー網を、通信事業者に貸し出しインターネットサービスを提供。システムリプレイス、ホームページのリニューアル。普業部クラウドシステムの構築。情報システムのセキュリティ強化。	
19	総務課	千代田区交流事業	34	現状のまま継続			千代田区と婦恋村の姉妹提携協定に基づき、行政交流から住民交流まで、相互に自治体が補完しあい村づくりに寄与する。	行政交流から民間交流に参加する村民	各課単位で千代田区の事業については予算化している。総務課は事業ごとに支出方法が異なるが、直接経費や補助金として支出し事業を執行している。	経費の負担方法。財政が厳しいが昨年並みの交流事業経費を見る予定。	
20	総務課	婦恋村自然休養村管理事業	5,239	休止・廃止・終了			令和7年度末の指定管理期間終了を見据え、あいさいの宿の廃止・解体を含め検討。	・観光客及び婦恋村民並びに千代田区民地交流先住民	指定管理	平成28年4月より指定管理にて運営 令和3年度に指定管理更新令和7年度末に指定管理期間及び千代田区との協定の期間が終了する。	
21	総務課	交通安全対策事業	3,171	現状のまま継続			住民を交通事故から守り安全・安心な生活がおくれるようにする。	住民、安協員負担、村民・村内通行者	交通関係施設(歩道、カーブミラー、ガードレール等)の整備・調整 道路危険箇所への看板調整 整備 交通安全啓発物の配布 交通安全教室の開催	婦恋村交通安全推進協議会を宣言 交通安全看板の設置	
22	総務課	交通指導員活動事業	2,523	現状のまま継続			村民への交通安全に対する指導、また、安全を守るため	住民、指導員手当	横断歩道等街頭での交通安全指導 各種行事での道路通行の安全確保 交通安全啓発活動	R2年4月1日より地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、業務委託契約を結んだ。	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯	
23	総務課	つまごいまつり補助事業	6,953	見直しの上で継続	重点化	村民等に喜んでもらえるような内容への見直しを回り次年度は開催。予算の検討。	村民及び別荘地に來村する観光客等に夏の一夜を花火やまつりかなど子供から大人まで楽しんでもらうためにお祭りを実施する。	村民及び観光客など	寄付を集め実施団体が各部会ごとに計画実施する。村は、職員中心にサービスを実施するとともに実施委員会に補助金を支出する。	コストパフォーマンスの良い芸能人の招致。花火の創意工夫。舞台の簡素化。	
24	総務課	賀詞交換会実施事業	146	現状のまま継続		サーラ婦会も完成し、初めての賀詞交換会で披露することも考えたい。ほぼ弁当代が経費だったので、弁当無しで進めるのも一案である。	新年を村民が一同に会し賀詞を交換する	全村民及び区長等区役員	東部小学校体育館での出初式終了後、移動して婦人会館で実施。	アルコールからジュース類に変更。叙勲受賞者を紹介し敬意を表している。 婦人会館建修によりR6年から一時的に会場を婦人体育館に変更	
25	総務課	顧問弁護士委託事業	1,000	現状のまま継続			相談件数の確認。	あらゆる法的な事例に対応	顧問弁護士を委託する	弁護士料金の減額	
26	総務課	自治振興功労者表彰事業	69	現状のまま継続			地域で自治など地域振興分野で活躍していただいた功労者に敬意と感謝を表するために実施。	自治振興功労者	賀詞交換会の場で感謝状と記念品を贈呈する。紺綴裏章者に感謝状を贈呈。	コロナウイルス感染拡大により文化祭が中止となった事に伴い賀詞交換会の席で実施することに变更	
27	総務課	自治総合センターコミュニティ補助事業	1,744	現状のまま継続			多極分散の考えに則り実施する。	各区の自治コミュニティ事業を支援するためにこの事業(一般コミュニティ助成事業等)を活用する。	各区の公民館などの改築や、地域コミュニティの支援活動	今までの婦会村の枠組みは、年に2箇所程度であるので、地域の希望が強い場合は、内部調整が必要。	
28	総務課	防犯対策事業	1,601	現状のまま継続			防犯カメラの設置件数将来増やす。	各種団体への協議会負担金を助成することで、育成指導する	各種団体	協議会へ負担金を支出する	
29	総務課	地域振興補助事業	15,135	現状のまま継続				地域のコミュニティ事業を助成し、地域の核になる公民館等を維持管理できるように助成する。	11区及び別荘地区	防犯灯、施設補修及び備品購入等について補助金を予算の範囲内で助成する。	
30	総務課	行事啓事事業		現状のまま継続			上皇(行幸)と上皇后(行啓)が同列で外出される際に宮内庁、県庁、県警等と連携し安全の確保に努めると共に村内に設置されているお出迎え場所の準備やお出迎え者の整理誘導を行う。	村民及び観光客等	宮内庁及び県庁並びに群馬県警と打ち合わせを行い事前準備及び当日の職員の配置を決定し対応する。東西の小学校からプラントを借用しお出迎え場所に設置 日の丸の小旗を購入しお出迎え者に配付		
31	総務課	自衛官募集事務事業	40	現状のまま継続			自衛官募集について村民に周知し自衛官希望者の増加に寄与する。	村民	村民への周知用のチラシの作成及び広報への募集記事の掲載		
32	総務課	選挙管理委員会運営事業	668	現状のまま継続			選挙の適正な執行を行うため、議会の選挙により選出された4名の委員で構成された選挙管理委員会を開催及び運営する。県や他町村等との連絡、情報交換及び協議を必要に応じて行う。	年齢満18歳以上の日本国民で、3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている人	選挙管理委員会の定期的な開催や、選挙における選挙人の確認及び二重投票の防止のための選挙人名簿の登録及びその調製	選挙時における啓発運動の推進	
33	総務課	選挙啓発事業	48	現状のまま継続			若年層への更なる啓発。	選挙人が積極的に政治・選挙に参加するように努める。また、若年層へ投票参加を促す。	全村民	小中学生に対して明るい選挙ポスター作成依頼 新成人への啓発パンフレットの配付 村内小学校への投票箱等投票器材の貸出 など	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
34	総務課	参議院議員選挙実施事業		現状のまま継続			法に則り粛々と実施。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
35	総務課	衆議院議員選挙実施事業	8,186	現状のまま継続			法に則り粛々と実施。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
36	総務課	群馬県知事選挙実施事業		現状のまま継続			法に則り粛々と実施。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
37	総務課	群馬県議会議員選挙実施事業		現状のまま継続			法に則り粛々と実施。	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
38	総務課	村長・村議会議員選挙実施事業		現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表示する意思により村長及び村議会議員を公選するため	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
39	総務課	広域消防運営員負担金	215,627	現状のまま継続			村民の安心・安全のために重要な業務と考える。	地域住民及び財産	消防団・婦人消防隊の充実、防災訓練等の実施		
40	総務課	消防団婦人消防隊活性化事業	33,227	現状のまま継続			村民の安心・安全のために重要な業務と考える。	地域住民及び財産	消防団・婦人消防隊の充実、防災訓練等の実施	各種行事の見直し等を行い、より地域に根ざした実践的な活動になるよう改善していきたい。	
41	総務課	消防施設整備事業	24,031	現状のまま継続			消防活動に必要な施設の整備を行い、地域の住民の安全を確保する。	住民及びその財産	消火栓・防火水槽の設置、詰所等の改築、水利の確保。消防ポンプ車の維持管理。	田代地区内における老朽化した消火栓の計画的修繕を実施。	
42	総務課	水防事業	145	現状のまま継続			水防活動に必要な施設の整備を行い、地域住民の安全を確保する。	住民及びその財産	水路の整備、水害に備えての土嚢袋等の確保。	各地区において土嚢用の砂を確保し災害に備えさせた。また、土嚢袋を配布した。	
43	総務課	災害対策事業	10,688	現状のまま継続			過去の災害を念頭に、常に危機管理意識を持って携わることが必要。	村民及びその財産、観光客	災害に対する意識の向上のため講演会等の開催。ハザードマップの整備、見直し。災害時における情報伝達危機等の整備。災害時における資材、備品等の充実。各種防災計画等の整備、見直し。	防災行政無線のデジタル化。 防災ハンドブックの作成	
44	総務課	遭難対策事業	523	見直しの上で継続	重点化	山岳遭難防止対策協議会の設立により、遭難の未然防止や遭難の再発防止の推進強化を図る。	遭難防止対策を行うことにより、村民、来訪者の安全を確保する。	村民・来訪者	遭難の要因となる立ち入り禁止区域への立ち入り規制。高山植物等採取禁止区域への採取の抑制。広報活動並びに捜索活動。	警察への取り締まり強化の要請。	
45	総務課	被災者生活再建支援事業(災害復興)		現状のまま継続			災害により被災された村民への支援	被災者	被災者生活再建支援金の支給 被災者生活再建のための支援	村独自の支援金の制定	
46	総務課	栄典事務事業		現状のまま継続			国家または公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを表彰するため。	地方自治関係者(首長、議員、選挙管理委員、公平委員、監査委員)村への寄付者	叙位、叙勲の潜在候補者を毎年県に報告。また、その対象者についての書類を作成し、国へ申上。群馬県総合表彰、群馬県功労者表彰については、対象者の調査票等を作成し県に申請。	R4より、これまで県が用意していた勲記の額を村で用意することになった。国の法で決まっていることであり、事業について改善等はない。	
47	総務課	ゲートボール大会開催事業	30	現状のまま継続			高齢者の健康増進、生きがいづくり、介護予防を目的とする。	村内の高齢者	村長杯ゲートボール大会の開催及び千代田区ゲートボール大会への参加	参加賞等の廃止による経費の削減。 千代田区との交流事業に対し、上限100千円を助成。 R2、R3年度はコロナの影響で千代田区との交流は未実施。	
48	未来創造課	企画管理事業	3,432	現状のまま継続			現状と課題を分析し、持続可能なむらづくりと村の将来発展につながる先駆的な企画立案することを目的とする。	行政の課題、問題点、将来性、特殊事情等	新規事業、政策の企画立案及び実施に必要な庁内調整と連携を取りつつ、山村・地域振興に係る情報の収集と分析、及び発信及び要望、陳情に係る庁内の調整と文書の作成を行う。	H23万鹿沢口駅計画策定委託事業の予算化	
49	未来創造課	吾妻広域町村圏振興事業	11,708	現状のまま継続			広域の事業としてしっかり参画していく必要はある。	吾妻郡内での連携を強化し、住民の利便性を向上する。	全住民、観光客、別荘所有者	吾妻郡内の町村で情報を共有しながら広域的な諸課題に対応していく。 郡内共同施設や共同事業に対して負担金を支出し、事業を継続する。	農業共済組合が県で一体化となり、平成21年度末で特別会計が廃止
50	未来創造課	公共交通対策事業	30,633	見直しの上で継続	効率化	村民の重要な移動手段となっており、利用者増加や停留所の新規設置等の要望が増えている中、ランニングコスト増に留意して運営。	村内の交通弱者や観光客の移動手段のための鉄道を含めた公共交通機関を整備し、運行を検討する。	村民の交通弱者、観光客	スクールバスの混雑や運行時間外に交通機関とて転用、タクシー利用及びデマンドバス利用の推進。	H28村民バス運行開始 H30タクシー利用助成事業開始 H30高校生通学バスの長野原草津口駅までの運行開始 R2路線バス(上田草津線)の運行開始 R3デマンドバスの運行開始	
51	未来創造課	過疎山村振興・地域振興事業	7,280	現状のまま継続			R3年度より過疎地域から脱却したが、R8年度まで経過措置を受けられる。また、本村は振興山村地域に指定されている。本村の現状を踏まえ、経済・文化等、各面の開発向上を促進するとともに、地域団体の活動を推進する。	住民、観光客、別荘所有者	過疎地域持続的発展計画及び山村振興計画に基づいて施策を展開するとともに、県や山梨連盟等の上部機関との連携により都市農村交流の活性化を図る。 また、地域団体の支援を通して、本村の地域力の向上を図る。	R3山村振興計画の参考資料を更新	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
52	未来創造課	少子化対策事業	175	見直しの上で継続	重点化	結婚新生活支援補助金の周知を推進し、他町村との連携についても強化。	若年の夫婦または、結婚希望者に対して、新生活向けての住居や引っ越しにかかる経費を補助することで、若年層の成婚をサポートする。将来の出生・子育てにつなげ、少子化対策を図る	村内在住若年夫婦	若年夫婦支援のため、少子化対策重点交付金事業を活用し、新生活をサポートする	特になし
53	未来創造課	日本風景街道推進事業	50	見直しの上で継続	効率化	他事業との統合等検討し、効率化を図る。	村内を通る「遠開・白根・志賀さわやか街道」「遠開ロングトレイル」の2本のルートが日本風景街道のルートとして認定されたことから、これらの街道沿いを中心として地域住民と来訪者の良好なコミュニケーションにより、農業と観光等の振興と地域の活性化を図る。	全住民、観光客	道路や路を中心として行われる様々な住民活動を支援していく。現在行われている小さな活動を盛り起こし、全住民への意識喚起を行う。例えば道路のゴミ拾いやコサ切り、花の植栽などを一部団体ではなく全住民が自主的に行えるよう支援する。	特になし
54	未来創造課	自然エネルギー活用事業	2,778	見直しの上で継続	効率化	自然エネルギーを活用することは、重要な施策であることから企業が参入し活用できるような体制を構築していく。	村内の地熱・小水力・風力・太陽光エネルギー・地中熱等自然エネルギーの有効活用を検討する。	村内全域	関係機関に対しても調査等を積極的に依頼し、村内に存在する資源・エネルギーの確認に努める。	H20小水力発電の可能性調査実施 H22練原地質調査実施 H28地熱理解促進事業実施 H28宅改修補助金支給制度開始
55	未来創造課	集落支援員運営事業(区長兼任)	2,631	現状のまま継続		できる限り、各地区の責任において把握し、改善すべきは改善していく。	各区の事情に精通する区長に集落支援員を委嘱し、行政では把握・対応が難しい課題の解決を図る	各行政区	各区の区長に集落支援員を委嘱する。集落支援に必要な経費を行政で負担する。	移住関連事業が地域交流センターへ移管。 R3より集落支援員(専任)業務を交流推進課に移管
56	未来創造課	大学連携事業	156	見直しの上で継続	効率化	住民の福祉向上を図るための事業展開ができるよう活動及び成果を検証し、事業を検討していく。	協定を締結している明治大学、東海大学、女子栄養大学を中心に大学が持つ知的資産を村民、村の活性化のために活用する。	全村民、婦恋村商工会、婦恋村観光協会、職員	大学の教授を中心に村民向けの講演等を開催。大学と連携して村の事業への協力依頼。村と大学が連携して実施する事業への経費的負担。	
57	未来創造課	自然景観づくり植樹事業	219	休止・廃止・終了		メイプルへの被害に注意し、景観整備(花苗植え)を継続しつつ、他課の連携事業と統合。	地域住民や観光客が愛着や安らぎを感じられるような美しい自然景観を確保し、快適なドライブ環境を整備する。	住民、観光客	ふるさと納税寄付者により植樹したカエデの維持管理を行う。	R2、R3は植樹中止のため、植補・周辺環境整備のみ実施する。 R7より事業廃止し、各業務を関連事業に統合する。
58	未来創造課	電気自動車充電サービス事業	1,439	休止・廃止・終了		テラチャージの運用に任せ、観光協会の場所のみ提供。	地球温暖化対策及び省エネルギー対策として環境保全に貢献すること、また、電気自動車を所有する村内外の人々が充電の心配がなく安心して運転できるよう充電サービスを提供する。	環境に配慮した電気自動車の所有者	電気自動車用急速充電器を設置し電気自動車へ充電を行う。	H26婦恋村役場駐車場にEV充電器設置 H28婦恋村観光協会にEV充電器設置 R7.3.31に運用停止
59	未来創造課	婦恋高等学校活性化対策事業	19,120	見直しの上で継続	重点化	未来留学生を募集しているが、食事提供等の課題があるため入学に戸惑う生徒もいることから環境整備をしっかりする必要がある。	・婦恋高校の存続に向けた取り組みを実施する。	婦恋高校、婦恋高校生	・生徒のための通学バス運行 ・体育振興のための補助金 ・生徒のための下宿費補助金	平成28年度：草津方面のバス運行 平成29年度：婦恋浅間寮建設
60	未来創造課	ふるさと納税管理運営事業	137,007	見直しの上で継続	効率化	特産品開発や返礼品協力者の確保。また、企業版ふるさと納税の推進により寄附拡大を図る。	ふるさと納税制度により全国から寄附金を募り、それを財源として多様な人々の参加を図り、個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。	ふるさと納税制度の賛同者(別荘所有者、都市住民等)	愛する婦恋寄附条例に掲げる事業の実現を目指し、全国のふるさと納税制度の賛同者に、ホームページ、リーフレットによる広報活動やポータルサイトで寄附を呼びかける。また、寄附者に対して、感謝券や地産品を贈呈する。	新しいポータルサイトを増やした。
61	未来創造課	地域おこし協力隊運営事業	99,685	現状のまま継続		意欲のあり質の高い隊員を期待したい。また定住率も上げたい。	村の人口減少と高齢化が進行する中、地域づくり活動に意欲ある都市住民を受け入れ、その定住・定着を図るとともに地域力の維持・向上を図る。	3大都市圏をはじめとする都市地域等(条件不利地域を含まない市町村)に在住の方で、婦恋村へ生活拠点を移し、委嘱後に住民票を異動できる人	地域おこし協力隊員に地域振興活動(婦恋村の観光・農業・移住定住・空き家活用・ジオパーク等)等をしてもらい、新たな地域資源を活用した地域の活性化につなげる。	
62	未来創造課	地方創生単独事業	67	現状のまま継続			「しごとづくり」「新しいひとの流れ」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」の4つの基本目標の観点から、人口減少対策に取り組む。	村民、役場職員、関係団体	婦恋村総合計画および婦恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、目標に向けた各種事業を実施する。各事業には数値目標を設け、外部委員による評価を行い、効果的・効果的な事業展開を図る。	平成30年度に農業者と観光事業者を結び付けキャバツーツリズ研究会を組織し、令和6年度キャバツーツリズ研究会を民間に移管し令和5年度に第3期総合戦略を策定。
63	未来創造課	婚活支援事業	26	現状のまま継続		デリケートな事業のため細心の注意を払い実施する。	結婚率とその後の出生率の増加を図ることで、少子化対策を講じるとともに村内人口の増加を目指す	村内单身男女	群馬県、吾妻郡、上田地域定住自立圏等の構成組織で婚活イベントや関連した事業を展開し、村内対象者に対して出会いの場や自己啓発の場を提供する。 婦恋村内で実行委員会を組織し、村独自の対策を図る。	平成25年度からイベント実施や参加費等の補助制度を実施。 平成27年度に村独自の婚活イベントを開催
64	未来創造課	婦恋浅間寮運営事業	17,919	見直しの上で継続	効率化	年度により入寮者数・男女の別にばらつきがある。定員数がある中で、持続可能な運営のため、高校と入寮者の調整連携を行い、適切な運営ができるよう検討していく。	婦恋高校の存続と発展のために通学遠距離の高校生、スケート、スキー全国募集の生徒の受け入れとして寮の運営を行う。	婦恋高校スケート、スキー全国募集の生徒等、通学遠距離の高校生	婦恋高校存続のため、高校生活やスケート環境の魅力をPR	H29に浅間寮建設、H30から寮生受け入れ、H31に増築完成、R5に浴室増設(男子)
65	未来創造課	練原観音堂周辺整備事業	15,750	休止・廃止・終了		周辺整備終了のため、今後は各課での事業推進を実施。	村内外の人が集え、利便性の向上に資する拠点の形成	住民、観光客	村内外の人を集える観光や交流の拠点、地域特色を生かした学習の拠点、災害時の安心安全を確保する防災の拠点となる複合施設の開発について、関係者と検討する。	H29～練原観音堂周辺整備検討会開催
66	未来創造課	総合計画策定・管理事業	11,129	現状のまま継続			地方自治法に基づく総合計画を策定する。今後10年間の村政の基本構想を策定し、5年間の基本計画を定めて村民に施策を明らかにし計画実現を目指す。	村民、職員、各種団体	住民代表並びに公募による総合計画審議会を組織し、庁内での策定委員会(専門部会・プロジェクト会議)などと連携して策定・進捗管理を行う。	令和2年3月に第6次総合計画を策定。 令和7年3月に第6次総合計画後継計画を策定
67	未来創造課	スマートシティ推進事業	8,669	見直しの上で継続	効率化	ランニングコストに留意した上で、「つまポケ」の活用を推進していく。	情報通信技術を用いた情報収集・情報発信のシステムを構築する。防災・観光・農業などの様々な情報を収集し、村民及び観光客等に発信していく。	村民・観光客・別荘所有者・周辺自治体	構築したデータベースに情報を集約し、村民・観光客等に情報発信する。 必要に応じたシステム拡張を行い、より良い事業運営を図る。 スマートシティを推進する協議体を設置し、きめ細やかな情報発信を目指す。	・R2事業化 データ活用型スマートシティ推進事業補助金を活用しR5を構築 ・R3事業化 データ連携促進型スマートシティ推進事業 ・R4事業化 情報通信技術活用事業によるシステム構築
68	未来創造課	統計調査管理事業	825	現状のまま継続			婦恋村の各種統計資料を管理し、行政施策の基礎データとして役立てる。 統計調査協力員の確保に資する。	婦恋村の各種統計資料、婦恋村在住の住民	婦恋村統計書として毎年発行する(冊子、ホームページへの掲載)。 統計調査協力員報酬の支払い。	
69	未来創造課	委託統計調査事業	1,530	現状のまま継続			統計法に基づく各種指定統計調査や単独事業の移動人口調査を実施する事により、本村の人口、産業などの実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得る	村内対象事業所、村内対象世帯	各調査の事務依頼に則り主に統計調査協力員による調査を行う	
70	未来創造課	行政評価システム運営事業		見直しの上で継続	効率化	行政評価システムの導入により、①住民の視点での成果重視の行政運営を図る。②最小の経費で効果的な行政運営を図る。③行政の説明責任を徹底し、住民から理解が得られるようにする。④職員意識改革、政策形成能力の向上を図る。	行政評価システムの導入により、①住民の視点での成果重視の行政運営を図る。②最小の経費で効果的な行政運営を図る。③行政の説明責任を徹底し、住民から理解が得られるようにする。④職員意識改革、政策形成能力の向上を図る。総合計画の進捗管理を行い、計画との整合性を図る。	職員、全事務事業	各事務事業について、必要性・効率性・妥当性・協働性の視点から評価し、事務事業の改善につなげる。一次評価は担当課で行い、二次評価は村長、副村長、教育長、総務課長、総合政策課長が行う。最終評価(決定)は村長が行う。	平成19年度実施計画作成時に企業・特別会計、教育委員会の一部を1枚にまとめた。 平成22年12月からHPで公表開始。 令和2年度から様式を刷新。
71	未来創造課	過疎計画策定・管理事業		現状のまま継続			過疎計画を管理し、令和8年度まで受けられる過疎債等財政措置を有効に利用できるようにする	村民、職員、各種団体	総合計画のアンケート結果を踏まえ、各課と連携しながら基本方針や過疎計画を策定し、ハード事業及びソフト事業を実施する。 令和3～8年度の実施計画については、各課の希望を網羅するが、実際の起債は財政状況を見ながら変更計画を定め、事業実施する。	①令和3年度からの新過疎法で本村は過疎地域から離脱することになった。 ②新過疎法を踏まえ、令和3～8年度の過疎計画を策定した
72	税務会計課	税務管理事業	9,629	現状のまま継続			・窓口業務の充実等による納税者へのサービス向上 ・住民及び村外課税者の納税意識の高揚 ・公平、公正な賦課徴収	住民及び村外課税者。税務関係機関(税務署、県税事務所、研修機関等)	・税情報の広報掲載や各種チラシ、冊子、ホームページを活用した納税意識の啓蒙・研習への参加及び上級機関との情報交換を通じて公平、公正な賦課徴収の知識や技術を習得する。	・車籍証明書のプリンター出力 ・研修への参加及び上級機関との情報交換を通じて公平、公正な賦課徴収の知識や技術を習得する。 ・税務証明交付申請書の見直し

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
73	税務会計課	村税滞納徴収事業	2,452	現状のまま継続		収納率98.7%。村民には納税の義務を果たしてもらおう。	滞納村税の歳入確保を目的とする。	村税滞納者	・電話催告及び戸訪問の実施。 ・督促状及び催告書の発行。 ・滞納原因(失念型、怠慢型、困難型、拒否型等)の把握と滞納処分(執行停止、不能欠損、債権差押、給与天引き)の実施。 ・不動産売却の実施。	・催告書様式の改善及び封筒の色を変えるなど工夫改善を定期的実施。 ・差押物件の売却にネット売却を取り入れた。
74	税務会計課	村税賦課徴収事業	40,230	現状のまま継続		国民の義務を果たしてもらおう。	・政策経費の財源確保 ・適正かつ効率的な賦課、徴収事務の実施 ・税の公平性の確保	納税者、課税客体、賦課徴収事務取扱者	・徴収確保と滞納防止のための納税環境の整備(口座振替の推進、コンビニ収納等) ・賦課、徴収事務の先進事例の研修検討 ・職員研修によるスキルアップと制度改正への適応力向上	納付書、督促状のコンビニ、ゆうちょ銀行対応、確定申告システムの導入、e!TAXシステムの導入、スマートフォンアプリによる納付対応
75	税務会計課	会計管理事業	4,630	現状のまま継続		金利のある時代。運用方法確認しつかり。	・公金の適正な事務処理。収入・支出事務処理を迅速かつ正確に、また効率的に執行することにより信頼される公金の管理運用を行う	村税等の納入者 債権者 指定金融機関等	・収入帳票及び納付書等の内容精査 ・財務会計システムへの収入消込、目録表の作成 ・支出命令等の審査及び支払事務処理	・財務会計システムの更新(令和元年度) ・財務会計システムの更新(R5年度)
76	税務会計課	庁内消耗品管理事業	1,168	見直しの上で継続	効率化	職員による経費削減への強化。	・公有物品の適正な管理及び経費削減	備品 事務用品	・備品管理システムによる管理 ・庁内共通する事務用品等について出納整理簿を利用するなど一括的に購入・使用を管理	・交換、諸替商品やエコマーク商品を購入し推進。 ・財務会計システムのリリース、備品管理システムの導入
77	税務会計課	公金及び公金取扱機関等管理事業		現状のまま継続		・公金の確実かつ効率的な保管、管理 公金取扱機関(指定金融機関等)との連携及び適正かつ効率的な体制の維持	公金(歳計現金、歳計外現金及び基金)		・流動性を確保しながら、確実かつ効率的な資金の運用を行う。指定金融機関等との情報交換を積極的に行う	・H19「公金の管理運用基準」を設置 ・H20公金の債券(国債)運用を開始 ・R5.3より、債権運用の再開
78	住民課	住民基本台帳ネットワーク事業	3,387	現状のまま継続		住民基本台帳法に基づき全国地方公共団体が共同で住民情報の利用できるネットワークを構築し、住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化を図る。	住民基本台帳	全住民	住民ネットワークシステム機器の運用を行う。(住民情報端末で転入処理をするなど、これと連携した住民ネットワークを介して、転出地の自治体へ自動的転送される等)住民が地方公共団体システム機構へ申請した個人番号カード(マイナンバーカード)を交付し電子証明書の格納をする。また、マイナンバーカード、電子証明書の更新を行う。	H27 個人番号に対応した改修 H30 住民基本台帳ネットワークシステム更新(GOC-TRC) R3 PASID購入(次回R8更新) R7 住民ネットワーク第4次機器更新
79	住民課	住民戸籍登録一般事業	19,861	現状のまま継続		住民基本台帳を正確に記録・管理し、居住関係の公証を適切に行う。また、戸籍に関する各種届書類を適切に審査・受理し、データを管理することにより、村民等への証明書の交付や、他市町村からの照会に的確に対応する。また、住民のパスポート取得の利便性を図る。	住民基本台帳に記録されている住民、戸籍に記録されている本籍人	住民基本台帳	○住民票についての届出や他市等からの通知を審査し、住民基本台帳の管理システムを使用して正確に記録(住民票の作成・修正等)管理する。届出・転入・転居等、他市等からの通知・出生・死亡などの戸籍の届出に伴い住民票の異動が必要な場合の通知など。 ○請求に基づく、住民票の写し等の交付。戸籍謄本等の郵送請求に対して郵送での交付。 ○中長期在留者に関する事務 ○戸籍の各種届出受付・審査・戸籍システムへの入力と関係市町村への戸籍連携システムを通じて届書送付 ○印鑑登録事務 ○パスポートの申請受付及び交付	H20 戸籍電算化。H29 基幹系都内クラウド化。R1 住民票・印鑑証明書のコンビニ交付サービス導入。R4 戸籍副本データ機器改修(国)。R5 戸籍システム機器更新(H30)。R6 運用開始 戸籍事務へのマイナンバー制度導入。R6.3 戸籍連携システム導入。広域交付開始。R7.9 住民システムの標準化導入(予定)。R7.3 パスポートオンライン申請導入。
80	住民課	個人番号制度基盤整備事業	11,131	現状のまま継続		マイナンバーカードは個人番号を証明する書類として、また本人確認書類として利用できるほか、オンラインでの行政手続きや民間サービスの本人確認など様々な場面で活用でき、またコンビニのマルチコピー機を利用して住民票や印鑑証明書を取得できるため、行政手続きの効率化と住民の利便性を向上させることが出来る。	住民基本台帳	村民	マイナンバーカードを取得し、個人番号の証明書類や本人確認書類として利用する。コンビニ等のマルチコピー機で住民票と印鑑証明書の交付を行う。保険証として利用する。マイナンバーカードを通じて転出手続き、医療費や薬、予防接種の履歴確認、税・所得の確認、年金記録の確認が出来る。	R1.10.1コンビニ交付運用開始。R2コンビニ交付システム国サービス更新に伴う自治体作業(R7更新)。R3中間ファイルサーバー機器更新(R8更新)。前年度改修。R7.3より運転免許証との一体化。
81	住民課	後期高齢者医療事業	176,111	現状のまま継続		高齢者が、安心安全な生活が出来る基本的な事業	後期高齢者医療の円滑な運営	群馬県後期高齢者広域連合組合、後期高齢者医療特別会計	後期高齢者広域連合への負担金支出 後期高齢者医療特別会計に対して、繰出すべき費用(事務費、保険基金安定負担金)を一般会計から繰出す。	
82	住民課	国民年金事業	264	現状のまま継続		法律に基づき粛々と実施。	国民年金制度が村民の老後における所得保障の中核を担う制度としての役割をはたすため。	国民年金第1号者及び任意加入被保険者。国民年金受給権者。	法定受託事務である国民年金第1号被保険者に関する資格関係、保険料の免除、納付猶予等に関する申請及び年金給付に関する算定給付等を受理し、管轄の日本年金機構高崎広域事務センターへ進達を行う。また、日本年金機構との協力・連携により国民年金制度について広報やパンフレットの掲示で村民に周知する。	
83	住民課	福祉医療費給付事業	51,992	現状のまま継続		乳幼児や母子・父子家庭、障害者の障害の発生、二次障害の予防や現行防止、社会的・精神的な安定、医療費負担の軽減を図る。	子ども(0歳～中学生)、母子・父子家庭(所得税3万円未満に限る)、重度心身障害者	医療機関に保険診療でかかった際の自己負担額及び入院時の食事標準負担額(障害者は医療機関窓口において減額認定証を提示した者に限る)を支給する。県外で受診したときは、役場窓口で申請し、支給する。	平成30年から県外施設へ入所の場合、住所地特例を施行。平成31年度から障害者の入院時食事療養費の対象が医療機関窓口において減額認定証を提示した者のみに見直し。	
84	住民課	狂犬病予防事業	232	現状のまま継続		狂犬病予防法に基づき狂犬病の発生を予防し、蔓延を防止し撲滅することにより、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進を図る。	飼い犬	飼い犬	狂犬病予防法及び狂犬病予防法施行規則により、毎年4月から6月の間に予防注射を接種しなければならないとされており、吾妻郡内では郡内獣医師の協力を得て集合注射を実施。嬉野村では飼い犬死に集合注射のお知らせ通知を送付し、村内各所を巡回する方式により実施している。	令和元年度に狂犬病予防注射管理ソフトの更新を行い、届け出情報等の自行入力が可能となった。
85	住民課	犬及び猫避妊手術等補助事業	339	現状のまま継続		犬猫の多頭飼育による公衆衛生の悪化を防ぎ、公共の福祉の増進を図る。	飼い犬・飼い猫	飼い犬・飼い猫	動物病院で去勢避妊手術を受ける場合に、飼い主より事前に助成金の申請を受け付け、手術の範囲内で交付決定を行い、手術を受けてもらう。その後領収書を添えて助成金の請求を受けて助成する。	令和3年4月より助成金額を避妊：5千円、去勢：3千円に変更。(手術費に差があるため)
86	住民課	国民健康保険特別会計事業(事業勘定)	1,505,283	現状のまま継続		国民健康保険法に基づく医療保険の運営。国民皆保険のもと全ての住民が医療保険に加入し、病気やけがなどの時に安心して医療を受けることが可能となるため安定した運営に努める。	国民健康保険被保険者	国民健康保険被保険者	事業運営に必要な費用額から国・県の公費を控除し、不足する額を被保険者から国民健康保険税として徴収することによる。	平成30年度から持続可能な医療保険制度の確保の観点から国による制度改革が実施され都府県も被保険者に加わり、財政運営の責任主体となり納付金も制度が導入された。
87	住民課	国民健康保険特別会計事業(診療施設勘定)		現状のまま継続		国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、一般患者の診療を行い、村の中核保健医療機関として公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	一般患者	一般患者	指定管理者による運営 指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会	平成24年度から指定管理者制度を活用し、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者に指定し、直営運営から指定管理者運営に切替現在に至る。
88	住民課	後期高齢者医療特別会計事業	209,337	現状のまま継続		高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷または死亡に関して必要な給付を行い、保険の向上及び老人福祉の増進を図る。	75歳以上、一定の障害のある人で65歳以上の入	75歳以上、一定の障害のある人で65歳以上の入	医療機関等から被保険者が受診した医療費について提出された保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て保険者負担分の支払いを行う。また、保険料の収納率向上及び特定健診受診率向上対策の充実等による医療費の適正化等を図る。	平成20年4月より新たな制度としてスタートした。
89	住民課	吾妻広域火葬場運営費負担金	9,791	現状のまま継続		吾妻広域町村圏振興整備組合運営による火葬場の健全な運営	住民	住民	吾妻広域町村圏振興整備組合による健全な火葬場運営に係る負担	平成25年度に西部火葬場全面改修。H30年度は、東部火葬場の改修工事費の減に伴う負担金の減額 令和2年度より総合政策課へ移管 令和4年度より住民課へ移管
90	住民課	公害対策事業	155	現状のまま継続		水質や大気の測定監視による自然環境の維持保全	住民	住民	自然環境保全に向けた監視、外部発信のための各種環境指標の測定(悪臭、騒音、水質、大気、空間放射線量他)	R2より総合政策課へ移管 R3より住民課へ移管

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し、改善の経緯
91	住民課	環境衛生推進事業	8,821	見直しの上で継続	重点化	生ゴミの削減及びごみ分別の推進。	村民が衛生的で文化的な生活を営むこと	村民、別荘所有者、観光客	ごみ減量化：広報による啓発。環境衛生組合との連携による「家庭ごみ減量対策容器購入補助金」の運営と積極的告知による利用促進、廃家電リサイクル等再資源化への意識啓発、リサイクル回収事業の実施、地域の清掃活動、ごみステーションの環境改善事業。衛生監視員による不法投棄防止パトロールの実施。給食センターの生ごみを処理する「生ごみ処理機」の試験運用	家庭ごみ減量対策容器購入補助金の改正。国県道における不法投棄対策の県との連携。 R4より住民課へ移管 R6より古着のリサイクル回収、充電式電池の回収開始。
92	住民課	西吾妻衛生施設組合負担金	51,026	現状のまま継続		衛生的な村民の生活を維持しつつ、統合に向けた準備を。	し尿処理を広域的に処理することで、村民の衛生的で文化的な生活を図る	村民、別荘所有者	西吾妻地区共同で処理するため一部事務組合による管理・運営を行うことで効率的な事業実施を行う	町村合併により、平成22年3月28日六合村脱退。 R2より総合政策課へ移管 R4より住民課へ移管
93	住民課	吾妻環境施設組合負担金	10,440	現状のまま継続		広域事業のため事務組合が管理・運営を行うことで効率的に実施する。	吾妻郡(中之条、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町の6町村)において、国の「ごみ広域化計画」について、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン等により老朽化が進むごみ処理施設を統合し焼却施設、リサイクル施設を整備する。	吾妻郡内町村民、別荘所有者	吾妻地区共同で処理するため一部事務組合による管理・運営を行うことで効率的な事業実施を行う	R4より用地確保に向け申請 R6年7月用地取得完了 R6より嬭恋村から1人派遣
94	住民課	西吾妻環境衛生施設組合負担金	232,427	現状のまま継続		増加時は必要性を確認のこと。	廃棄物処理を広域的に実施することで、事業の効率的な実施および村民の衛生的で文化的な生活を図る	村民、別荘所有者、観光客	西吾妻地区共同で処理するため一部事務組合による管理・運営を行うことで効率的な事業実施を行う	ペットボトルの資源ゴミ回収を平成26年5月より実施 R2より総合政策課へ移管 R4より住民課へ移管
95	住民課	浅間高原清掃管理事業	7,683	現状のまま継続			ごみ不法投棄抑制、ごみ出しのマナーと、ステーション利用方法の周知、パトロールを通じた浅間高原の住環境保全	住民、別荘所有者	衛生監視員2名による不法投棄抑止パトロールとゴミステーションの適正管理、不法投棄ゴミの収集処理	不法投棄の監視強化 衛生監視員の2名体制への増員 R2より総合政策課へ移管 R4より住民課へ移管
96	住民課	災害復旧廃棄物処理事業		現状のまま継続			災害復旧廃棄物処理体制の維持		災害復旧廃棄物処理の情報収集、処理体制の計画検討 災害廃棄物処理計画の内容確認	令和2年度末に災害廃棄物処理計画の策定 令和4年度より住民課
97	住民課	共同霊園管理事業	2,067	現状のまま継続			嬭恋村共同霊園の管理・運営	村民 霊園使用者	霊園使用者から管理料を徴収、霊園の維持管理を行う	霊園使用料返還に伴う使用料の一部返還等を盛り込んだ改正条例の施行 令和4年度より住民課
98	健康福祉課	社会福祉管理事業	8,082	現状のまま継続			社会福祉一般事務の執行及び福祉施設の維持管理	施設の点検・修繕、事務処理	施設の点検・修繕、事務処理	老朽化施設の修繕も増加傾向にあり、借地等の土地購入も視野に事業に取り組み ・5年に1度地域福祉計画策定：R2年度計画策定から、障がい者計画・介護計画の策定機関との連携から期間を6年に変更した
99	健康福祉課	更生保護事業	26	現状のまま継続			社会を明るくする運動もあり罪を憎んで人を憎むの通り再犯がないよう取り組んでいく。	全村民	犯罪のない明るい社会づくりを推奨している「社会を明るくする運動」の活動を中心に広報活動を重点的に行っていく。また、更生保護関係団体への活動支援。	平成26年12月に吾妻郡に更生保護サポートセンターが設置され各関係機関との連携を図っている。H30年度予算から吾妻保保課に保護司会助成金約2万円を計上（H29までは更生保護連協会計から支払い）。令和3年度から始まる第4期嬭恋村地域福祉計画に「嬭恋村再犯防止推進計画」を盛り込んだ。
100	健康福祉課	生活困窮者支援事業		現状のまま継続			生活困窮者家庭への支援	村民	生活困窮者家庭への貸付または見舞い 生活保護の相談及び県への申請	「生活支援資金貸付金」に基金統合時に名称変更
101	健康福祉課	戦没者関係事業	590	現状のまま継続			先の大戰で亡くなった方、またこれからの日本の平和を祈念し、平和のための戦争など無いことを継承することは重要。	戦没者等の遺族	戦没者追悼式の実施、遺族会への活動費補助、特別給付金等の支援事務。	事業費の縮小を実施 R2年度特別慰問金申請年度 コロナの影響により令和2年度・3年度は戦没者追悼式の式典は行わず、忠霊塔前でのお花水に委譲して実施
102	健康福祉課	社会福祉協議会補助金	34,832	現状のまま継続			地域福祉の増進を図り心豊かに安心して暮らせる村づくりの推進のため、地域福祉を担う社会福祉協議会の活動に助成をするもの。	嬭恋村社会福祉協議会（ボランティア育成活動、高齢者・障害者社会復帰事業）	地域福祉に係る人件費分について助成する。	R2年度から郡社協への負担金は村の一般会計から支出 R2年度から社会福祉協議会に対する委託事業費も含め補助金の内容を見直し、地域福祉関係職員の人件費100%補助対象とする。また障害者の通所介護事業、訪問介護事業費に対して一部補助を行う。
103	健康福祉課	民生児童委員運営事業	667	現状のまま継続			見守り、相談活動を通して地域住民の福祉向上を図る。また研修等により民生委員・児童委員の資質の向上を目指す。	村民	各行政区・浅間高原地区合わせて26人の民生委員・児童委員、2人の主任児童委員で毎月1回定例会を開催し、情報・意見交換の場を設け、地域の実情の把握に努めている。また県民児協主催の研修会などに参加し委員の資質向上に努めている。また毎年6月1日基準で高齢者世帯を訪問し実態調査を行っている。あわせて災害時要支援高齢者対象家庭への訪問も行い名簿の作成に協力している	専門部会を設け、地域の実情に合わせて取り組みを R25年の一斉改選で1名増加し28人体制となった。 H28.12一斉改選(14人新任) R1.12一斉改選(12人新任)
104	健康福祉課	行旅病人等支援事業		現状のまま継続			行旅病人(行旅中に病気で歩行困難になり治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しない者)、行旅死(人(行旅中に死亡して引取りがない者)及び墓地、埋葬等に関する法律(第9条)扱いの死亡人(行旅死亡人に該当しないが、火葬・埋葬をする者がいない者)の支援	行旅病人及び行旅死亡人・墓地、埋葬等に関する法律(第9条)扱いの死亡人	・警察や消防、病院等からの情報を基に身元等状況調査を行い、行旅病人等の判断を行う ・行旅病人は医療機関で治療支援 ・行旅死亡人、墓地法扱い死亡人は遺体の引受け、火葬、告示	
105	健康福祉課	いきいきセンター管理事業	202	現状のまま継続			地域における高齢者・障害者・子育て世代親子等の居場所づくり、また世代を超えた交流の場として施設を提供する	高齢者・障害者または青少年等及び福祉事業を行う団体	施設の貸出し	認知症デイズサービスとして社会福祉協議会が使用していたが、H29年度から地域住民の交流の場として利用開始
106	健康福祉課	環境改善センター運営事業	9,979	見直しの上で継続			村民の健康管理及び住民福祉の増進を図るとともに、地域住民の交流を通じて地域の連帯感を醸成し、自治意識の向上、コミュニティ活動の促進に寄与する。	村民、行政、各種団体等	保健事業の会場、多目的ホール(運動各種大会用施設)・会議室の貸し出し等	平成21年度末で温泉廃止、月曜の休館から土曜日休館、予約があれば土・日曜も利用可としている。施設の老朽化が問題 H30年度子育て支援拠点「にこにこ広場」を施設内に開設
107	健康福祉課	シルバー人材センター運営委託事業	3,462	見直しの上で継続			高齢者の就労と生きがい活動及び介護予防の一環としてシルバー人材センターを運営する。	村民	運営を社会福祉協議会に委託 人員登録することにより活動できる。 作業を依頼する住民と会員のマッチングにより実施	平成21年度より県補助金が直接シルバー人材センターへ交付となった。
108	健康福祉課	敬老会事業	1,369	現状のまま継続			高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、その福祉を増進する。	・その年度で満80歳、満90歳及び満100歳に達する高齢者・各地区開催の敬老会 ・各地区で開催する敬老会への祝い金の支給		村民による敬老会の廃止、敬老祝い金の支給対象の見直しを実施
109	健康福祉課	自立生活援助事業	298	現状のまま継続			障害者や独居高齢者等が安心して自宅での生活をおくれるよう支援する。	(外出時の援助)福祉有償運送を利用する要支援2の認定を受けた方。(配達サービス)身体障害者手帳(1級)または療育手帳保有者で一人暮らしの方	外出時支援は介護保険指定訪問介護事業所へ委託 配食サービスは協賛委託ボランティアが配布 軽度生活援助はシルバー人材に委託	平成23年度まで介護保険特別会計で実施
110	健康福祉課	西吾妻特別養護老人ホーム負担金	13,670	現状のまま継続			特別養護老人ホームからまつ荘の施設整備に係る起債償還を負担	特別養護老人ホームからまつ荘	施設整備に係る起債償還金を負担 R6実施の太陽光、大規模修繕の工事費を西吾妻で負担	令和7年度(2025年)で終了。

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
111	健康福祉課	老人クラブ活動運営補助事業	671	現状のまま継続			各地区老人クラブの活動を助成し高齢者の生きがい活動を活発にすることにより、高齢者の健康増進、教養向上及び社会参加を推進する。	各支部老人クラブ、老人クラブ連合会	各支部老人クラブ及び老人クラブ連合会へ活動助成金を支出。	24年度 50周年記念誌作成
112	健康福祉課	老人福祉施設入所措置事業	40,132	現状のまま継続			老人福祉法に基づき、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講ずる。	自宅での生活が困難とされる者で、入所判定委員会において措置の必要があると判断された者。	入所判定委員会が必要であると判断された場合、養護老人ホームへの措置入所	平成17年度より国庫・県費負担金については、一般財源化により交付税算入となった。
113	健康福祉課	高齢者生活支援事業	4,888	現状のまま継続			高齢者が安心して自宅で生活をおくることができるよう、経済的負担軽減や介護予防を図り、福祉の向上に寄与する。	在宅高齢者（一部 障がい者含）	特殊詐欺対策電話購入費補助（購入費1/2上限5千円） 温泉入浴券発行（1冊50枚5000円（年間上限4冊）を発行、委託料1枚当たり330円） タクシー運賃補助（①高齢者のみ世帯 1/2上限4千円 ②75歳以上1/3上限3千円） 福祉給がき（80歳以上独居高齢者へ年4回はがきを送付 しがき作成はボランティア）	R4年度より1本化 緊急通報は介護保険特別会計へ移行 R6温泉券は介護特会へ移行 R6までタクシー運賃補助は終了
114	健康福祉課	吾妻広域救急医療負担金	1,694	現状のまま継続			地域住民が安心して生活するため、在宅当番医及び病院診療番制事業の健全な運営を図る。	地域住民	吾妻広域町村圏振興整備組合が運営するにより、効率的に救急医療を確保、提供体制を維持する。	
115	健康福祉課	介護人材確保対策事業	760	現状のまま継続			村における介護サービスの安定と充実をはかるため、介護人材の確保を図る。	嬉志村、草津町、長野原町の住民及び介護従事者	介護職員初任者研修を嬉志村社協に委託し実施	R4年度から開始
116	健康福祉課	紙おむつ支給事業	60	現状のまま継続			在宅での介護は、家族の精神的、経済的負担も大きいので可能な限り在宅で生活できるように支援する	在宅で介護されている重度障害児（者）	購入費の9割（上限5000円/月）を補助 現物給付と償還払いで補助 現物給付は嬉志村社会福祉協議会へ委託	R3 3-1-3高齢者福祉費より移行 R3より県の補助金がなくなり単独となる
117	健康福祉課	重度身体障害者福祉タクシー利用支援事業		現状のまま継続		利用実績不明？	在宅の障害者の外出を容易にし、生活圏の拡大を図る。	①本村に居住し住民基本台帳法の記載により住民票に記載されている者 ②重度身体障害者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号の視覚障害者・肢体不自由の1級に該当し身体障害者手帳の交付を受けている者 ③本人又はその者と生計を一にする家族が地方税法第162条に規定する自動車税又は同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けていないこと。以上の要件を全て満たす者	福祉タクシー料金の補助を受けようとする者は、村に身体障害者手帳を提示し、福祉タクシー利用券交付申請書で補助申請をする。村は申請者に対し、福祉タクシー利用券交付決定通知書・利用証・利用券（1年度2枚以内）を交付。タクシー乗車運賃の代金助成をする。（初乗り料金のみ対象）	お出かけタクシーとは対象経費等が異なるため継続
118	健康福祉課	障害者自立支援医療給付事業	3,994	現状のまま継続			生活上の便宜を図るために、障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を受ける際の医療費の本人負担分に対し補助を行なう。	・18歳以上の身体障害者手帳所持者 ・18歳未満の身体障害児（障害者手帳の有無は問わない） ・療養介護サービスの支給決定者	自立支援医療利用希望者は村に申請書を提出。その後、村は更生相談所等に判定を依頼し、判定書に基づき支給認定の決定を行う（受診者証交付）。既決定者が指定医療機関において受診をした後、医療費助成を実施。（利用者負担は原則、医療費の1割とし、世帯の所得水準に応じて負担上限月額を決定する。）療養介護医療費については、国保連合会から事業所に支払う。	平成25年度より18歳未満の障害児における自立支援医療（育成医療）支給事務が県より移籍。26年度より3-1-5-34療養介護医療費を統合。
119	健康福祉課	地域活動支援センター運営負担金	192	現状のまま継続			障害者の日中活動の場、福祉的就労の場を確保するため、他市町村の施設利用者分を負担する。	身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、創造的活動又は生産活動など自立に必要な訓練を行うことができる概ね18歳以上の者。	申請者が入所申請書を村に提出。村は支援センター設置町村と委託契約をする。	利用者が増えたため負担金も年々増加。にしあがつま地域活動支援センターについては、3-1-5-33地域生活支援事業費の委託料に予算を計上。
120	健康福祉課	心身障害者扶養共済事業	4,854	現状のまま継続			障害者を扶養している保護者が毎月掛金を納付する。加入した保護者が死亡又は重度障害者になった時、障害者に生涯にわたり年金が支給される。	身体障害者手帳（1級から3級）に該当する障害、知的障害、精神障害があり、将来独立自活することが困難と認められる方の保護者で、①65歳未満②特に疾病や障害がなく健康な状態であること。の2つの要件を満たす者。	申請者は加入申込書等を村へ申請。県で承認されると加入承認通知書により加入となる。加入後上記の年金支給対象となるまで毎月毎月定した掛金を納入する。年金支給対象者になると3ヶ月ごとに年金を支給する。前年度の村民税課税額により県・村の補助がある。	平成20年4月より掛金額等が変更となった。
121	健康福祉課	身体障害児(者)等住宅改造補助事業		現状のまま継続		障害者が快適に生活できるように環境を整えることは重要。申請件数は？	重度身体障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障害者に適合するように改造する場合、それに要する経費に対して補助金を交付する。	重度身体障害者（障害・前年所得税額によって制限有）がいる世帯。	改造者は村に事業の申請をしていただき、交付決定後に事業に着手し、事業終了後実績報告を提出する。村で実績報告に基づき補助金を交付する。村は保健福祉事務所に県費分の補助金交付申請書を提出する。	
122	健康福祉課	腎臓機能障害者透析交通費補助事業	187	現状のまま継続			腎臓機能障害者で透析療法を受けている者の負担を軽減するために実施。	村内に住所を有する腎臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている者。	人工透析療法による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助	H19.4.1 補助要綱一部改正（補助金額・補助金算定基準の見直し）H20.4.1 補助要綱一部改正（対象者の所得要件の見直し）H28.4.1 補助要綱一部改正（補助金額算定基準・対象者の見直し）H30.7.18 補助要綱一部改正（補助金算定基準及び様式変更）
123	健康福祉課	難病患者見舞金支給事業	1,953	現状のまま継続			難病患者又はその家族の福祉の増進を図る。	県が実施する特定疾患医療給付及び小児慢性特定疾患医療給付を受けている難病患者及びその保護者。ただし、本村に居住し、住民基本台帳法の記載により住民票に記載されている者に限る。	月額2,000円の見舞金の支給。	身体障害者及び母子家庭等に対する福祉手当の支給は廃止。H27.10 嬉志村難病患者見舞金支給要綱改正。R3より事業名を「村福祉手当支給事業」から「難病患者見舞金支給事業」に変更
124	健康福祉課	障害福祉計画活動事業		現状のまま継続			障害者基本法第11条3項、障害者総合支援法第88条、及び児童福祉法第33条の20に基づき、嬉志村の計画を策定する。	村民	嬉志村の障害者（児）の実態を把握し、総合的な施策への反映や計画策定の基礎資料とするためアンケートを実施する。障害のある方が生活していく上で必要な各種サービス等、安心して生活していけるよう計画を策定する。	3年ごとの作成なのでR6・7はなし 次回はR8年度
125	健康福祉課	地域生活支援事業	35,429	現状のまま継続			障害者総合支援法に基づき、障害福祉において、地域ごとに利用する事業を定め、各地域のニーズに応じた福祉の実施を行なう。事業には「必須事業」と市町村が選択して行なう「その他事業」がある。	村内に居住する（施設利用の転居のための例外あり）障害者。	実施する事業に応じて要綱等を定め、この要綱等に応じて事業を実施する。	
126	健康福祉課	障害者(児)介護給付・訓練等給付事業	251,219	現状のまま継続			障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。	障害者であり、介護・支援が必要な者。	申請のあった者に対し、80項目の調査を行い、必要に応じて審査会で障害支援区分を決定する。サービス利用計画を作成し必要なサービスを決定する。	18年度は「障害者自立支援法給付事業」内にて実施。23年度より3-1-5-23福祉費支出・修理費負担金事業を統合。療養介護医療費を3-1-5-5自立支援医療費に統合
127	健康福祉課	障害児施設措置費(給付費等)事業	15,442	現状のまま継続			障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害児の福祉の増進を図る。	障害児	5領域11項目の調査を行ない障害支援区分を決定する。サービス利用計画を策定し、希望者へのサービスを決定する。	
128	健康福祉課	障害福祉サービス事業所運営事業	4,266	見直しの上で継続		効率化	適正な運営ができていないかチェックし必要経費の支出ができていないか確認。	障害福祉サービス事業所「やまどり」	「社会福祉法人チャレンジらら」に管理委託し、障害福祉サービス事業所の運営に係る費用の一部を支援する。	R2.4より「にしあがつま福祉会」から「チャレンジらら」に管理委託変更 R2年度は指定管理者の変更により、返還金が生じたためR2年度の負担金と相殺したため事業費が0円となった

■令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
129	健康福祉課	障害者(児)通所支援事業	888	現状のまま継続			障害者(児)施設等に通所する障害者(児)及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を補助することにより、障害者(児)福祉の向上を図る。また、平成29年度から未就学児の通所保育料についても全額補助することとなった。	村内に居住する障害者(児)又はその介護者であって、公共交通機関、自家用自動車等の交通手段を常に利用し、その費用を負担している者	婦志村障害者(児)施設通所交通費補助金交付申請書の提出による。 通所保育料については、障害児指定通所利用補助金申請書の提出による。	
130	健康福祉課	吾妻地域自立支援協議会事業		現状のまま継続			相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設置する。	郡内6町村の職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関の職員、ほか	毎月第3火曜日に定例会を開催(会場は町村持ち回り)・年1回伝対会議を開催。 事務局は、吾妻地域機関相談支援センター。幹事町村は1年ごとの持ち回り。他に、個別支援会議、特定課題会議(ワーキンググループ)を設けそれぞれの課題について検討をしている。	R2年度幹事町村(幹事町村の年度に予算措置のため R3はなし。次回はR8年度)
131	健康福祉課	デイサービスセンター管理事業	3,556	現状のまま継続		利用者が安全かつ利用し易い環境に整備する事が重要。	デイサービスセンター敷地の借地料に関する契約の履行等適正な施設管理を行うことにより、要介護者の利用を円滑にするともに高齢者福祉の増進を図る。また、施設の維持管理を行い、安全かつ利用し易い環境に整備する。	要介護認定者及び障害者	指定管理者より使用料を徴収し、土地所有者へ借地料の支払いを行う。また、3年を貴員借契約期間として、適切に契約更改を行う。施設の改修工事は村で発注し実施する。	平成28年度から令和2年度まで婦志村社会福祉協議会と指定管理契約。R3年度～R7年度婦志村社会福祉協議会と指定管理契約。
132	健康福祉課	児童扶養手当・特別児童扶養手当事務事業	22	現状のまま継続			児童扶養手当・18歳以下(高校卒業する年度の3月)までの児童を養育するひとり親家庭の父又は母に対し所得に応じて手当を支給する。 特別児童扶養手当・20歳未満の一定の障害のある児童を養育する父又は母に対し児童の障害の程度に応じて手当を支給する。	18歳以下(高校卒業する年度の3月)までの児童を養育するひとり親家庭の父又は母 20歳未満の一定の障害のある児童を養育する父又は母	対象者は村へ申請を行い、県の認定を受けることで手当が支給となる。 毎年8月に届出を行い受給資格の有無を確認する。	毎年法律に基づき手当単価の改定が行われる。
133	健康福祉課	子育て支援拠点事業	9,605	現状のまま継続		少子化が叫ばれている今、子育て中の親子の交流・育児相談等の環境を整える事が重要。	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する。 魅力のある催しや相談の機会等を充実させ、利用者のニーズに応えるよう内容の充実に取り組んでいく。	小学校就学前の児童とその保護者	子育て中の親子の交流・育児相談・子どもたちの遊び場として婦志村農村環境改善センター内でこにこ広場を運営する。	H30.5 ふれあい館開館にともない、改善センター内に「にこにこ広場」開設。 R1.11 出張広場開設(田代コミュニティーセンター)
134	健康福祉課	子育て世代包括支援センター事業	5,564	現状のまま継続			妊娠前から子育て期にわたる全てで切れ目なく、母子保健や育児に関する様々な悩みを円滑に解決するための支援体制を構築する。	妊産婦から子育て世代の親子	妊娠時に得た情報を関係機関で共有し、支援を必要とする母子を早期から把握し、ケアプラン等の作成により支援体制を整える。	H30.12月センター開設 R3より次世代子育て支援事業を統合 R6.4より子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を統合し、新規事業として子ども家庭センター事業を実施。
135	健康福祉課	子育てサポート事業	186	現状のまま継続			地域社会において、核家族化や一人親世帯の増加している中で、地域における仕事と家庭の両立支援を行い、子育て世代の福祉増進を図る。	小学校修了前の子ども	育児の援助を行いたい方と、受けたい方を対象に会員登録し、会員同士の援助活動を支援する。	H31年度よりがん検診などの検診時子どもの託児を行い、検診を受けやすい環境整備 がん検診の託児はR3に4-1-5 各種がん検診事業へ移行。子ども預かり事業についてはR3子育て世代包括支援センター事業へ移行。R4よりファミリーサポートセンター事業(子ども預かり事業)を中心に実施。(子育て世代包括支援センター事業より移行)R4はファミリー・サポート・センター事業の移行準備の期間とし、R5より開始する。
136	健康福祉課	児童手当等支給事業	115,860	現状のまま継続			児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄るとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。	児童を養育している父母及び養育者 ※支給対象の児童・・・0歳～中学校修了前	児童手当の支給 3歳未満：一律月額 15,000円 小学校修了前：月額 10,000円(3子目以降 15,000円) 中学生：一律月額 10,000円 ※所得制限あり	・平成22年4月1日 子ども手当制度施行 ・平成24年4月1日 制度改正 ・令和4年6月1日 制度改正 ・令和4年10月 制度改正予定 (対象児童の範囲の拡大、年間支払回数の変更)
137	健康福祉課	災害救助事業	65	現状のまま継続			災害等にあった家庭への見舞い。 (概拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 婦志村災害援護見舞金支給要綱)	村民	見舞金の支給を行う	R1.10台風19号被災者への見舞金支給のため要綱の一部改正を行った。
138	健康福祉課	日本赤十字社婦志分区分事業		現状のまま継続			赤十字事業の村民への理解と定着を図ること。	村民	赤十字精神の普及により、賛同する方々からいただく活動資金(社資)の加入促進を行う。(令和2年度 2545世帯の賛同を得る 申込書配布数 3310枚) 災害救護活動として、救護物資の支給を行う。 日本赤十字社の事業である献血に協力する。	
139	健康福祉課	各種団体活動費補助金	165	現状のまま継続			婦志村身体障害者福祉団体連合会・婦志村手をつなぐ育成会の活動を支援する。 (当事者・保護者間の情報交換、交流を通し親睦を深めるとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的に活動している。) 県難病団体連絡協議会の活動を支援する。	婦志村身体障害者福祉団体連合会・婦志村手をつなぐ育成会 婦志村身体障害者福祉団体連合会・婦志村手をつなぐ育成会・県難病団体連絡協議会	婦志村身体障害者福祉団体連合会・婦志村手をつなぐ育成会の中で、事業に要する費用の一部に対して補助金を交付する。 県難病団体連絡協議会からの請求に対して補助金を交付する。	R3より3つの団体への補助事業を統合
140	健康福祉課	子育て支援事業	9,170	現状のまま継続			未来を担う子どもの出生、就学、卒業を祝うとともに、保護者の経済的負担を軽減し、子育てへの支援及び児童の健全な育成に資することを目的とする。	出産祝金は当該年度に出生した児童(他要件あり) 入学祝金は次年度に小学校・中学校等に入学する児童(他要件あり) 卒業祝金は、当該年度に中学校等を卒業する児童(他要件あり)	対象者からの申請をもとに審査し、支給を決定する。支給は現金で、指定の口座へ振り込み又は窓口払いにて実施。 出産祝金 児童一人につき10万円(第4子以降15万円) 次年度入学祝金 児童一人につき1万円 卒業祝金 児童一人につき3万円 出産祝金 児童一人につき一律5万円 新生活準備金 次年度入学・・・児童一人につき一律3万円、当年度卒業・・・児童一人につき一律5万円	R4～出産祝金事業を本事業に統合 R5.4 実施要綱見直し。
141	健康福祉課	出産・子育て応援交付金事業	10,298	現状のまま継続			全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠前から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につながる伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援交付金を一体的に実施することを目的とする。	全ての妊婦及び主に0歳から2歳までの乳幼児を養育する子育て世帯	伴走型相談支援・・・妊娠届出から出産後まで、面談やアンケート、家庭訪問などを通じて、妊婦のさまざまな不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行うほか、適切なサービスにつなげていく。 出産・子育て応援交付金・・・妊婦健診時の交通費やベビー用品の購入等への活用を目的に「出産応援ギフト(5万円)」「子育て応援ギフト(5万円)」を支給。	R4.3～開始
142	健康福祉課	吾妻福祉病院一部事務組合負担金	100,947	現状のまま継続			地域住民が安心して生活するために地域医療の充実を図るための負担を実施する	地域住民	一部事務組合で運営することにより効率的に地域医療を確保できる。	平成26年度は指定管理の協定を1年間として、病院運営について協議 R2年度病床数減により負担金減となる
143	健康福祉課	保健衛生総務事業	7,125	現状のまま継続			保健衛生各事業が円滑に遂行できるよう共通の事務処理を総じて行う。	保健衛生にかかる事業	事務処理に必要な、需用費等を管理する。必要に応じて予算を支出する。	
144	健康福祉課	吾妻広域中之条病院負担金	10,976	現状のまま継続			中之条病院の管理運営のための負担金支払い	地域住民	吾妻広域からの負担金の支出	
145	健康福祉課	骨髄移植ドナー助成事業		現状のまま継続			骨髄バンクを介して骨髄または末梢血幹細胞を提供するドナーに対して助成金を支給する。提供のために仕事を休むことで収入が減ってしまうなどの経済的な負担を軽減する。経済的な理由での提供辞退者を減らし、移植のチャンスを増やす。	骨髄または末梢血幹細胞の提供ドナー	申請に基づき、対象者に対して助成金を支払う。助成事業の啓発活動を行い、事業利用を促進する。	令和1年度から事業開始

■令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
146	健康福祉課	予防接種事業	32,838	現状のまま継続			予防接種法に基づく感染症予防対策	予防接種法に基づく対象者(乳幼児、学童、生徒、高齢者)	集団接種(乳幼児、小学生) *一部、個別接種も実施 個別接種(5種混合、ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスワクチン、HPVワクチン)、新型コロナウイルス、高齢者インフルエンザ、18歳以下インフルエンザ、おたふくかぜ	予防接種法改正により、H25年ヒブ、肺炎球菌、H26年水痘、H28年B型肝炎、R2年ロタが定期接種となった。 R4年HPVワクチンの定期接種の助費が再開となった。 R5年度より、おたふくかぜワクチン接種助成事業が開始となった。
147	健康福祉課	母子保健推進事業	16,788	見直しの上で継続	重点化	母子の相談窓口として専門職の充足を行い、更なる周産期医療の充実を図る。	母子保健法等に基づき実施。妊娠出産並びに、乳幼児期から思春期までの子どもと保護者の健康の保持増進を目指す。	村内在住の妊婦・産婦、乳幼児及び学童・思春期の子どもとその家族	年間の事業計画に基づき事業を実施する。子育て支援のための事業は継続して実施していく必要があり、学校・幼稚園・こども園等と連携を図りながら実施する。	社会情勢や現状の変化に伴い、妊婦健診費用補助や相談事業等の回数を増加してきた。
148	健康福祉課	各種がん検診事業	14,455	現状のまま継続			がん死亡率の減少のために早期発見、早期治療のための二次予防対策として実施する。	胃がん検診および大腸がん検診、肺がん検診、40歳以上、乳がん検診：40歳以上女性、子宮がん検診：20歳以上女性、前立腺がん検診：50歳以上男性	胃がん検診(バリウム撮影：年1回)、乳がん検診(乳房視触診とマンモグラフィ：年1回、個別検診)、子宮がん検診(子宮頸部細胞診：年1回、個別検診)、大腸がん検診(便潜血検査：年1回)、肺がん検診(レントゲン撮影、喀痰細胞診：年1回)、前立腺がん検診(血液検査：年1回)を1会場にて実施。	受診機会拡充のため、春のがん検診に加え、秋の胃・大腸、肺・前立腺・乳・子宮がん検診を実施。また、乳・子宮がん検診については、病院での個別検診を実施。
149	健康福祉課	健康推進事業	4,826	現状のまま継続			壮年期からの健康づくりと生活習慣病等の発症予防・重症化予防を推進し、住民の健康の保持増進を図ることで、健康寿命の延伸を目指す。	住民	健康増進事業である、健康教育、健康相談、健診、訪問指導を実施。	H30年度 嬉志村健康増進計画策定、R5年度に第2期計画を策定。 R3年度に結核予防事業・精神保健事業統合。 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施方法を変更。
150	健康福祉課	食生活改善推進委託事業	350	現状のまま継続			食の大切さを伝達すると共に、食を通じた健康づくりを行う。	村民	社会福祉協議会や教育委員会、学校、幼稚園、保育所などと連携を図り、各種事業を実施する。	R2年度は、密にならないよう、事業参加人数や試食方法等活動内容の見直しを行った。R3、4年度も感染症対策を実施した上で、徐々に活動を再開。R5・6年度には食生活改善推進員養成講座を実施し、新規会員の確保を行った。
151	健康福祉課	食育推進事業	60	現状のまま継続			生きるための基本であり、知育・徳育・体育の基礎となる「食育」。食の大切さを見直し、健康で心豊かに生活していくことができるよう、生涯に渡る食育を推進する。また、地産地消など地域活性化につながる食育を実施する。	村民	食育推進計画に基づき、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域でそれぞれの事業を実施。	食育計画はH23年3月策定。R3年にアンケート調査実施。R6年に健康増進計画と合わせて作成。
152	健康福祉課	地域自殺対策緊急強化事業	2,806	現状のまま継続			自殺対策基本法に基づき策定した村行動計画に沿い、生きることの包括的な支援として自殺対策を実施することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	全村民	行動計画をもとに、普及啓発事業、各種相談事業を実施。重点施策として、高齢者及び若者の自殺対策事業を推進する。地域自殺対策強化事業(補助金)による事業。	H30「いのちを支える嬉志村自殺対策行動計画」策定。R5年度に見直し、第2期計画策定。
153	健康福祉課	介護保険特別会計事業(事業助成)	910,530	現状のまま継続			介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要なサービスを総合的・一体的に提供し、もって村民の福祉の増進を図る。	第1号被保険者(65歳以上)、第2号被保険者(40才〜64才)	介護事業所等から被保険者が受けた介護費用の保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て保険者負担分の支払を行う。また介護予防事業を実施し健康寿命の延伸を図り、適正な事業運営を行う。	平成12年度に制度が始まり、3年毎に事業計画が見直されてきた。現在は第8期計画期間(3年度〜5年度)
154	農林振興課	農業委員会事務事業	13,393	現状のまま継続		嬉志村の基幹産業、農業生産力の発展及び農業経営の合理化のために重要	農業委員会等に関する法律及び農地法等の法律に基づき農地の農業上の利用の確保と農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上を図る	農地と農業者・農地の転用を行う申請者等・農地の所有者	担い手への農地の集積と耕作放棄地発生防止のため貸し借り等による農地の流動化を推進する	
155	農林振興課	農業振興管理事業	28,511	現状のまま継続			農業振興政策の円滑な執行	農業振興関連事務全般	庶務業務の遂行(文書取受、支払、その他)	
156	農林振興課	中山間地域直接支払交付金事業	455	現状のまま継続			条件不利地域の、耕作放棄地の防止等	対象地域の農業者	耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって継続的な農業生産活動等を行うため農業者が一致協力して5年間取り組むべき事項を定めた集落協定に基づく対象農用地面積に応じ、交付金を支払う。	第4期対策がH27〜R1で終了 第5期対策がR2〜開始 第4期対策は集落協定であったが第5期対策は集落協定が協定締結
157	農林振興課	環境保全型農業推進事業	3,969	現状のまま継続			環境に配慮した農業を推進し、消費者に安全・安心をアピールし、本村農業の持続的発展を目指す。	農業生産者	カーブロープの拡大、農業廃資材の適正回収処理、減農薬適正使用の推進を行うため、嬉志村環境保全型農業推進協議会へ補助を行う。	H26年度より道路清掃車を購入、民間委託により運行。H28〜運行管理を建設課に移行
158	農林振興課	経営基盤安定強化事業	35	現状のまま継続			急欲のある農業者等に対し農協等の金融機関から農業経営に必要な資金を融通し、経営の安定強化を図る	村内農業者等(認定農業者及び農業近代化助成対象に農業者等)	農業者等に対し農協等の金融機関が農業経営の発展のために貸付する資金に対し(利子補助)を行う。	H22年度の制度改正により、500万円超、1,800万円以下の借入の無利子化措置は貸付当初5年間までとなった
159	農林振興課	嬉志農業のイメージアップ事業	17,000	現状のまま継続			嬉志村農業協同組合が実施する高原野菜宣伝事業により、農業の基幹作物であるキャベツの消費拡大に寄与する。	嬉志村農業協同組合	高原野菜消費宣伝事業のため嬉志村農業協同組合へ補助を行う。	令和2年度に消費拡大をより促進するため補助金の増額を行う。
160	農林振興課	「野菜王国、くまま」強化対策助成事業	11,033	現状のまま継続			認定農業者等が雇用を取り入れた経営へとステップアップするための機械の整備等の取組に対する支援	野菜生産農家(認定農業者)	作付面積を増加させるための野菜栽培等用機械の整備等に対する補助(県補助3/10)	
161	農林振興課	農業災害対策事業		現状のまま継続			自然災害によって損失を受けた農業者若しくは漁業者又は農業者の組織する団体に対し、被害農作物の樹草勢回復、発眼卵の購入、代替え作付等に要する費用の助成措置並びに農漁業経営に必要な資金及び被害農漁業用施設の復旧に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もって農漁業生産力の維持と農漁業経営の安定を図ることを目的とする。	農業者、漁業者、農業者団体	・農作物等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる被害を受けた圃場の面積が10ha以上となった災害。	令和元年の台風19号の被害の影響により、養殖魚の代替えとして発眼卵購入にかかる補助を追加した
162	農林振興課	農業体験・交流事業	108	現状のまま継続		小規模農家の所得向上を図るためにも必要。	収穫体験等を中心とした都市住民との交流により小規模農家の所得向上を図ることを目的とする。	観光客と農家	農業と観光との連携強化による嬉志型体験交流を推進していく。	H30年度予算より事業を見直し、他の事業から予算を移した。 R2じやがいも収穫祭中止(新型コロナウイルスの影響)
163	農林振興課	農産物振興事業	895	現状のまま継続			農業者が生産する作物に付加価値を付けて収入の向上を図る。6次産業化及び特産品の開発を手掛ける農業者等に補助事業を実施する。	農業生産等を行う者及び団体、イベントを行う事業者等。	6次産業化等補助金、特産品開発支援等補助金。嬉志村産米ブランド化補助金。農産物提供補助等の補助制度。	H29エゴマ異物選別機導入。 H30及びR1及びR4米食味分析コンクールで嬉志村おいしい米づくり研究員より2名が金賞受賞。
164	農林振興課	農家交流施設管理事業	1,003	現状のまま継続			農家の主婦、アルバイト等に働きやすい環境整備及び観光客への利便性確保。	農家、観光客	施設のある地区において清掃等管理委託	H29年度に公衆トイレ(半出来・中原・北山)施設用地使用契約の見直し実施。
165	農林振興課	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進活動や要件確認等を行い、制度の円滑な推進を図る。	394	現状のまま継続			経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進活動や要件確認等を行い、制度の円滑な推進を図る。	水田保有農家	再生協議会へ事務費を交付し、経営所得安定対策等の普及推進活動、交付申請書類の取りまとめ、交付対象水田の現地確認	H25制度改正に伴い戸別所得補償制度等推進事業から経営所得安定対策等推進推進事業に事業名を変更
166	農林振興課	経営所得安定対策等指導推進事業	48	現状のまま継続			経営所得安定対策等の実施にかかる周知・加入促進及び需要に応じた米の生産・販売の推進・指導等を行う。	水田保有農業者及びその耕作者	加入申請書等の配布・回収、各種パンフレット等の配布、作付面積の把握等	H27年から経営所得安定対策等推進事業(旧直接支払推進事業)へ事業名を変更
167	農林振興課	嬉志村野菜出荷施設整備補助事業	4,943	見直しの上で継続	効率化	出荷組合等と適正な補助額等の検討を行い、必要のないものについては経費を削減する。	老朽化が甚だ野菜集出荷施設の補修等	村内農業者で組織する野菜出荷組合等、集出荷施設を管理している者	1施設、対象工費の1/2(限度額300万円)補助。H29から新設の施設も補助対象とした。	H28、9月補正事業。H28は田代のみ。H29以降は他の組合と調整すると共に新設施設も補助対象に追加した。
168	農林振興課	キャベツ等育苗用ビニールハウス設置支援事業	1,000	現状のまま継続			農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、キャベツ等育苗用ビニールハウスを設置する村内農業経営者へ整備に係る経費を補助する。	認定農業者・認定新規就農者	事業対象者が権利を有する村内の農用地に設置するキャベツ等育苗用ビニールハウス及びその附帯設備の整備に係る1,000,000円以上の経費の10分の1に相当する額で、1事業者につき500,000円を限度に補助する。	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
169	農林振興課	畜産振興事業	2,356	現状のまま継続		畜産業の振興発展に必要。	家畜伝染病防疫体制の強化を図る。 畜産業振興のため繁殖和牛の育成技術向上と改良増殖を図り、畜産業の振興発展に寄与する。	村内畜産農家	家畜伝染病等予防接種、改良増殖、ICT機器導入補助。 畜産共進会による家畜改良の促進。	事業の整理により広く畜産農家に助成できるように事業を特化した。 R2吾妻郡牛共進会開催見合わせ（新型コロナウイルスの影響）
170	農林振興課	農業振興地域整備計画事業	61	現状のまま継続			農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域として利用すべき土地の編入及び区域内農地からの農業上の用途区分の変更や、除外等を審議し、計画を策定していく。また、計画に基づき農用地の効率的利用、農業生産基盤の整備、近代化施設の整備等を行い農業振興を図る。	農地所有者	村長からの諮問に応じ、農業振興地域促進協議会により審議し、県知事の同意を得て計画を策定する。	概ね10ha以上の優良集団農地で農用地区域に未編入の農地に対し編入を進めた。
171	農林振興課	担い手への農地集積・集約化事業	161	現状のまま継続			農地中間管理機構を通して担い手農地の集積・集約化を図る。	農地の出し手（所有者）、担い手（耕作者）	農地中間管理事業による貸借。農地の出し手（所有者）より貸付応募のあった農地について農地中間管理機構（群馬県農業公社）を通して担い手（耕作者）に集積・集約化する。	国の方針として、これまでの、個々での貸借から地域で一体的に担い手に集積・集約化する方向に移行していることから、土地改良事業などの受益者単位など地域でまとまった集積を図るよう推進した。
172	農林振興課	鎌原観音堂周辺整備事業（農林）	7,084	現状のまま継続		鎌原観音堂周辺に併設する鎌原村食事処「水車」の運営及び農産物等直売所の新設により地域の活性化を図る。	鎌原地区の観光客等		指定管理者制度により施設を営業。	・令和元年度指定管理者協定締結 ・令和元年度農産物等直売所設計委託業務発注 ・令和元年度農産物等直売所新築工事発注（繰越）
173	農林振興課	治山事業	7,254	現状のまま継続			土砂流出、山崩落等による山地災害の復旧及び予防保安林の機能回復と森林整備促進	森林・山林所有者等	関係区長の要望を元に、土地所有者の承諾等の地元調整を村が行い、県との現地調査を実施して事業実施箇所決定。事業執行は公共、県単とも県による。県単治山事業のみ村1割の負担。施設修繕、補償費等村予算計上により、事業推進を図る。	
174	農林振興課	森林整備担い手対策事業	127	現状のまま継続			林業従事者の福利厚生充実の一環で退職金共済掛金と年金掛金に助成することにより、林業就業への環境を整える。林業従事者の雇用確保。	林業事業者を通じた林業従事者	県単独事業による「森林整備担い手対策事業」への上乗せ補助	
175	農林振興課	有害鳥獣対策事業	35,400	見直しの上で継続	重点化	後継者不足が懸念されるので人材育成、防除対策の強化。また、個体数が増加している獣種については市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化。	農作物被害軽減のため、イノシシやニホンジカ、カモシカ等、個体数が増加している獣種の削減。被害防除のための農林業者の自己防衛意識の啓発。	鳥獣による被害を受ける農林業者	村単独で電気柵設置の為に購入費補助、国庫補助事業・県補助事業による自力施行での金網柵・電気柵設置等の防除対策の推進。サル追払の為に資材提供や煙火従事者資格者育成。猟友会・実施隊への助成、罠免許取得促進、捕獲奨励金支給等による捕獲の推進を図る。	H24から申請は個人で年1回とする。（村単電気柵補助事業） H25から村有害鳥獣対策協議会主体による自力施行での金網柵・電気柵の設置推進。（総合対策交付金・県補助金）。
176	農林振興課	緑化推進事業	60	現状のまま継続			緑の少年団育成、緑の募金推進、公共緑化推進を通じ緑化思想を高揚し、郷土愛と自然を守る心を培う。また、緑化に関するイベントへの参加、植樹祭開催や参加を通じ緑化推進と緑化に対する普及啓発を図る。	各小学校の緑の少年団、各地区や公共施設の緑化	①緑の少年団の活動へ補助 ②緑の募金推進で苗木配布 ③公共施設等への緑化苗木の配布。	平成17年度より緑の少年団育成事業補助金減額。 H27年度群馬県植樹祭を共催者として鎌原村で開催
177	農林振興課	林業振興管理事業	4,247	現状のまま継続			関係団体への負担金等により森林法の啓発や周知、林業団体育成・支援等を実施することによる林業全般的な支援	森林所有者、林業振興に係わる機関、団体等	森林法等による諸問への啓発・指導や林業振興に関する機関・団体との連携、調整。	令和7年度より林業性が強い他事業を本事業に集約し、事務負担軽減を図ることしたい。
178	農林振興課	林道維持管理事業	1,454	現状のまま継続		森林整備を促進するため、林道の補修及び改良により安全な通行のための維持管理を実施。	森林所有者等	県の林道補助事業の活用及び、村単独による維持管理を実施。		
179	農林振興課	美しい森林づくり基盤整備交付金事業	150	現状のまま継続			地球温暖化対策によるCO2削減対策として、間伐等森林整備を促進する。	林業関係団体、森林所有者	間伐等促進計画や集約化推進計画に基づく森林施策・作業路開設への補助。	本事業は令和2年度で終了するが、令和3年度より新規計画を基に開始される。
180	農林振興課	薪ストーブ購入補助事業	268	現状のまま継続			地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び木材関連事業の活性化。	村民	化石燃料の使用によるCO2排出量の削減と、間伐などで出る不材の利用を促進するため、薪ストーブの購入費用の一部を補助する。	H28より補助率を1/5から一律1/4に変更
181	農林振興課	緑の県民税事業	2,722	見直しの上で継続	効率化	使途の変更も検討。	H26年度から群馬県で導入した「ぐんま緑の県民税」を活用した鎌原村内での森林整備促進のための施策の展開。県単主体による事業と市町村提案型事業としての村主導の事業による。	鎌原村内の民有林	「ぐんま緑の県民税」を財源に、県が実施主体となる事業の調整、市町村が事業主体になる事業については、区や森林所有者等の要望を踏まえて実施。	第1期がH30年度終了 第2期がH31からスタート
182	農林振興課	森林経営管理制度事業	2,491	現状のまま継続			森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等が懸念される中で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進する。	所有者自らが経営管理できていない森林	森林の経営管理を市町村や意欲と能力のある民間事業者によって持続的に行う	
183	農林振興課	村有林維持管理事業	626	現状のまま継続			吾妻森林組合の育成支援と森林保険加入による村有財産としての村有林の価値を保全	村有林	群馬県、小在池、角間山の人工林は、森林国営保険に加入。全村有林面積に対し吾妻森林組合の組合員賦課金の納付。	H15年度単年契約へ変更、付保率下げH17年不保率見直し H27.4より(独)森林総合研究所へ移管
184	農林振興課	村有林広葉樹化推進事業	9,149	現状のまま継続			村有林の撤出間伐による適切な管理と販売による活用、広葉樹への樹種転換による生物多様性の実現と森林環境の維持を図る。また、千代田区との交流による「ちよだ・つまま恋の森」育成事業も実施。	村有財産としての村有林	カラマツを主体とし、伐期の到達した村有林の主伐を行い、代わりにミズナラなどの広葉樹を播種していく。	
185	農林振興課	水産業振興事業	48	現状のまま継続			吾妻漁業協同組合の活動を支援することにより村内水産業者の活性化及び観光振興を図る。	吾妻漁業協同組合	吾妻漁業協同組合の活動へ補助金交付。	平成18年度より吾妻支部への補助金を廃止。
186	農林振興課	木育推進事業	1,042	現状のまま継続			木に触れ、その温もりや感触を感じてもらい、県産木材や、村産材の利用を促進するとともに、森林づくりや木材の利用にかかわる人づくりを推進する。	住民、別荘所有者、観光客	・地域材の活用によるオリジナル誕生祝い品の制作贈呈。 ・木育キャラバンを招致し、村民が楽しみながら木に触れる機会を提供。 ・感覚を刺激する良質なおもちゃとの出会い、おもちゃと遊びによるコミュニケーションの創出により木育活動に対する意識の高揚を図る。	
187	建設課	農地費一般事業	514	現状のまま継続			農業農村整備事業の円滑な執行を図る。	農業農村整備事業業務全般	一般事務に係る庶務的な業務（文書收受、支払い事務、その他関連事務）の遂行	
188	建設課	県営事業負担金	48,809	現状のまま継続			生産基盤の充実と効率的な耕作を可能にし経営の安定化を図るため、老朽化した農業用施設の整備、農業基盤未整備地区の道路、水路、ほ場の整備を行う。	農地を所有する受益農家	事業主体（県）と協力し事業計画に基づき工事を実施する。	
189	建設課	村単土地改良事業	28,166	現状のまま継続			既設農道整備については小規模農道や排水路を維持管理するため、受益者の申請により費用の一部を補助する。補助対象とならない、道路、水路の整備を行う。	受益農家	既設農道整備については受益者3名以上で区長へ申請し区長より村へ申請する。交付決定後受益者が工事を実施する。	
190	建設課	小規模農村整備事業	167,234	現状のまま継続			農業基盤未整備地区の農業振興を図る為、受益者の要望に基づき事業を実施する。	受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上事業を進める。	
191	建設課	多面的機能支払交付金事業	94,254	現状のまま継続			過疎化、高齢化の進行による集落機能の低下等により、農用地、農業用水路、農道等の農業資源の管理活動が低迷している。これらの機能を発揮する為に強化する必要がある。	地域共同による農地・農業用施設の日常の安全管理、老朽化が進む農業用施設の長寿命化の補修を対象	農業者及びその他の者（地域住民、団体）で構成される組織による地域の活動に対し国・県・村で支援する。	
192	建設課	農地耕作条件改善事業	29,495	現状のまま継続			排水路の改良では土砂流出を防ぎ、農道の改良では畑の排水改良では、乾畑化を図り、農産物の安定生産、安定供給を図る。	排水路、畑の受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上、事業を進める。	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯	
193	建設課	農業水路等長寿命化・防災減災事業	17,816	現状のまま継続			国営・県営事業等で実施した農業水路施設等の長寿命化を図る。	農地を所有する受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上、事業を進める。		
194	建設課	建設管理事業	3,445	現状のまま継続			建設課関係一般事業の円滑な執行を図る。	建設事業庶務全般	建設課内の一般管理事務に係る庶務的な業務(文書收受、支払事務、その他関連事務)の執行		
195	建設課	土地利用調整事業	35	現状のまま継続			土地利用が計画的に進展するよう、持続する推進体制づくりを行い、望ましい土地利用の実現を目指す。	開発事業者の行う開発事業、建築物の開発に関する条例の対象建築、自然公園法の対象事業。	開発事業協議書の提出を受ける。建築確認の提出者に対する情報提供依頼、条例の制度を広く知らしめ手続きに漏れが無いよう指導する。森林法、自然公園法における可能な情報提供。	指導要綱の変更により、建築物、工作物の高さ、色の制限を景観に配慮するよう協力を求めている。	
196	建設課	道路河川整備促進事業	465	現状のまま継続			生活の利便性の向上、就労環境向上、産業創設、産業の活性化、砂防事業等による防災対策の推進を目的に整備促進を行う。	道路管理者、砂防事業者(国、県)	期成同盟会による要望活動やPR活動	同盟会における負担金の軽減化、同盟会活動の活性化	
197	建設課	国土利用計画法施行事務事業		現状のまま継続			国土利用計画法に基づき、1万㎡以上の土地取引届出事務の遂行。 適正且つ合理的な土地利用を図ること。	土地取引状況	土地取引の届け出書の審査、意見を付して知事へ進達。		
198	建設課	宅地造成販売事業	32	現状のまま継続			住宅地の供給	過疎化の抑制。危険地区、密集地域域からの移転。	村内の人に住宅用地として、村外の人に住宅地・別荘地として販売	H25 分譲単価の引き下げ。 H26 販売促進を目的として、村内不動産者と一般媒介契約を締結。	
199	建設課	道路河川愛護事業	495	現状のまま継続			①道路及び河川等の清掃・維持管理。 ②道路河川愛護活動を推進することにより、道路等に対する村民の認識を深め、道路の適正利用や河川環境保全等の気運を高める。	①村道、他の道路及び1級・普通河川、公共施設 ②村民	・各地区、学校及びボランティア団体等による道路及び河川等の清掃、植栽活動 ・嬉志村クリーンプロジェクトにより、自発的に村内道路等において花緑植栽及び除草等の美化活動を行う団体を支援(奨励金交付)。		
200	建設課	急傾斜地崩壊対策事業	6,000	現状のまま継続			群馬県の行う、急傾斜指定地の崩壊対策事業の円滑な執行	群馬県	円滑に進むよう地元調整を補助する。	なし	
201	建設課	機械維持管理事業	29,758	現状のまま継続			機械を利用して村道の維持管理、除雪などを行い、生活・観光・産業を守る	村民、観光客などの道路利用者	緊急な道路修繕、除雪などに対応		
202	建設課	国土調査事業	20,637	現状のまま継続			法務局管理の公園や登記簿の面積等が現状と違うことが多いため、地籍の明確化を目的とし、土地一筆ごとの所有者、地番、地目、境界、面積を調査するもので、土地行政全般の合理化及び効率化を図ると共に、課せられる各種負担の公平化を図る。	国有林143.47km ² 及び公有水面2.50km ² を除く、管内の一筆ごとのすべての土地(対象面積191.61km ²)。	調査地区を年度別計画で定め、土地所有者立会のうえ土地一筆ごとに地籍の確定作業を行い、国土調査法に基づく認証により、地籍図及び地籍簿を作成する。成果(図や簿)は法務局にも送られ、備え付けの地図が更新され、登記簿も書き改められる。	これまで2班体制で取り組んできたが、事業完了までに時間を多く必要とするので、職員増員及び事業のスピード化を検討することが必要。	
203	建設課	緊急路面維持修繕事業	30,998	現状のまま継続			安全な通行の確保、道路瑕疵の回避	道路利用者全般	危険箇所への穴埋め、オーバレイ等の実施		
204	建設課	交通安全施設整備交付金事業	3,905	現状のまま継続			交通事故の減少、安全の確保	道路利用者全般	警察、安全協会各団体と連絡を取り事故多発箇所、危険箇所の道路施設の改善を行う		
205	建設課	村道維持管理事業	155,649	見直しの上で継続	効率化	継続的かつ計画的に事業を展開していくため、中長年に管理体制を構築する。	道路の維持管理を行い、安全なおかつスムーズな交通を確保する	通行者全般	落石危険箇所、曲狭箇所等の改善、水処理などの改善		
206	建設課	道路除雪事業	134,373	現状のまま継続			交通事故防止、観光の発展のために重要。	道路通行者全般	迅速確実な除雪		
207	建設課	道路用地整備促進事業	40	現状のまま継続			認定道路等の官民間の座標値導入による境界管理。一般交通の用に供する施設としての道路本来の機能を発揮させる。公園と道路用地の合致。	公共物境界(官民界)。未登記道路用地の所有種、その他の登記、法定外公共物。	公共物等の境界確定申請による調査、立会、用途停止、付替、交換。 地籍調査等による既道路用地の完了成果による登記漏れ事務。道、川用地取得による分筆地測量登記及び委託。	境界確定完了の土地は座標値で管理。	
208	建設課	橋りょう整備事業	152,962	現状のまま継続			橋梁の維持管理を行い、交通者の安全を確保する。	通行者全般	橋梁点検等を行い計画的な維持修繕を行う。		
209	建設課	道路改築事業	253,925	現状のまま継続			道路の法面・構造物の維持管理を行い、交通者の安全を確保する。	通行者全般	崩落・落石危険箇所などの改善		
210	建設課	道路台帳補正事業	852	現状のまま継続			道路台帳を整備して道路維持管理の充実	道路全般	村道の認定、廃止、変更		
211	建設課	村営住宅管理事業	18,536	見直しの上で継続	効率化	長寿命化計画を進めながら施設は整備し、入居者の管理を適正にする。	住居に困窮している人に安価な家賃で住宅を供給する。	住居に困窮している村民が入居できるよう	入居希望者はほぼ全て入居できる状況であり、基本的には申込みにて入居者を決定している。	2022年は長寿命化計画により戸生田80棟の居住性改善工事を実施	
212	建設課	農地災害復旧事業		現状のまま継続			異常な天然現象により被災を受けた農地、農業用施設を復旧する。	受益農家。農地、農道、農業用水路を対象とする。	被災の報告を県へ行い、金額により国の査定を受けるか県の補助を受け事業を実施する。		
213	建設課	小規模農耕整備事業(災害復旧)		現状のまま継続			異常な天然現象により被災を受けた農地、農業用施設を復旧する。	受益農家。農地、農道、農業用水路を対象とする。	被災の報告を県へ行い、県の補助を受け事業を実施する。		
214	建設課	村道災害復旧事業	6,105	現状のまま継続			安全な生活の確保	村民全般	災害復旧制度の活用		
215	建設課	河川災害復旧事業		現状のまま継続			安全な生活の確保	村民全般	災害復旧制度の活用		
216	建設課	道路・公共物占用事業		現状のまま継続			道路、公共物管理の適正化	国・県・村道、河川・公共物、国有林等	申請案件処理、占用料徴収、継続関係処理及び国・県の物件の申請処理		
217	観光商工課	バラギ温泉センター運営事業	14,183	見直しの上で継続			施設の老朽化及び源泉の枯渇が見込まれることから、施設の維持費等動かし閉鎖を検討。	バラギ地区の観光振興、温泉資源の有効活用	観光客及び地元住民、分湯利用する民間観光施設	H25.11月に指定管理者から管理業務の取り消しの申し出があり、その後公募したのが様々な要因により観光商工課の直営となっている。	H28トイレウォッシュレット設置。水道送水ポンプ交換。H30濾過器送水ポンプ交換。H31イイ杉"ゆ"つ交換。R2浴槽改修、電気開閉器バス交換。R5湯湯ポンプ改修工事
218	観光商工課	観光商工管理事業	6,193	現状のまま継続			観光PRや会議。公用車の車検・修理。事務機器の維持管理のため	観光PRや会議出席の出張職員。観光商工課管理の公用車。プリンター等事務備品。	交通費及び宿泊費。指定修理工場による車検・修理等。プリンター・デジカマ・ラミネート等事務の備品修理及び消耗品購入		
219	観光商工課	消費生活推進事業	1,019	現状のまま継続			消費生活の啓蒙・相談体制等を充実することで、消費生活における被害の救済、損害の回復、利益の保全を図り、健全な消費生活に資する。	村民	行政で行う消費相談窓口機能の強化。講演会、パンフレット、広報誌等による啓蒙。吾妻広域圏整備組合による吾妻郡消費生活センターの設置。特定計量器検査。計量モニター事業。家電表法、消生活法による立ち入り検査。	H29年度から消費生活に関する情報について広報誌において連載を開始し注意喚起や情報提供を実施。また、H30年度・令和4年度は消費生活センター指導員による消生活に関する出前講座を実施。	
220	観光商工課	商工業振興補助金	1,665	見直しの上で継続			小規模企業者の持続的発展と商工業振興、並びに地域経済の活性化を図るため	村内に事業所を有する小規模企業者。	原則として村内業者に発注する補助対象者に対し補助金を交付する。	H30年度国持続化補助金に習い小規模事業者支援事業持続化補助金(創設)の独自性と対象事業を明確化出来るよう内容を改め、H31より「売上アップ事業補助金」と名称を変更(4年間継続)	
221	観光商工課	商工業振興事業	34,266	現状のまま継続			嬉志村の商工業の発展	嬉志村商工会及び商工業者	商工会一般経費、自主運営経費の補助	R2年度に補助金を増額。	
222	観光商工課	制度資金事業	239	現状のまま継続			中小企業者の経営の安定を図る。	村内中小企業者及び村内に事業所を持つ中小企業者	制度資金(小口資金)保証料補助及び利子補給	H23年度から貸出金利を各金融機関3.9%に設定、H24年度3.0%→3.2%、H29年度から上限金利2.8%	
223	観光商工課	商工業活性化対策事業	13,520	現状のまま継続			村内商工業の活性化	村民、及び別荘所有者で、村内事業者との契約で施工する者	住宅改修等助成金制度により住宅の新・増・改築の経費の20%(上限20万円)の助成金を交付。 放置別荘解体費補助金により、別荘解体について5,000円/㎡(上限15万円)の補助金の交付。	当初3年間での事業実施予定であったが、村内業者からの継続要望や、村民ニーズに答えるため、2年間延長を行い更に3年間延長。令和3年度で終了した補助金を3年間延長した。	
224	観光商工課	創業・第二創業推進事業		現状のまま継続			嬉志村の産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とする。	村内で、創業・第二創業する個人又は法人	補助対象事業について創業・第二創業する事業者に対し、事業所開設支援、事業所等賃借、雇用促進の各事業に対し、補助金を交付する。	H29年度から補助事業を開始 H30年度に補助事業の利用促進を図る為要綱の一部見直しを実施	

■令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
225	観光商工課	観光団体負担金	11,237	見直しの上で継続	効率化	負担金・補助金が適正であるか効果検証が必要。	村内の観光団体の育成や広域的な観光施策を展開するため協議会等に参加している。本事業は、婦恋の観光振興の推進を図ってもらう目的とし補助金また、婦恋村が加入する各種団体と観光振興を推進していくための負担金。	村の観光協会や広域的観光振興にかかわる諸団体等	団体活動及び施設管理。パンフレット・ポスター・ホームページ等宣伝媒体の制作・管理。観光キャンペーン及びイベントの実施。マスコミ・メディア等の情報提供。観光地の美化活動。観光資源の開発、掘り起こしによる広域観光の確立。	負担金・補助金の減額及び見直しができる団体には見直しをしてもらうようお願いしている。
226	観光商工課	観光施設整備事業	16,595	現状のまま継続			観光施設の整備、維持管理を行うことで、利用者の快適性・利便性・安全性を高め、お客様のニーズに応えるとともに、観光客の入込み数を増やしリピーター化の実現を目指す。	・村内観光施設（遊歩道・しゃくなげ園・浅間サーキット・新設観光施設及び既存観光施設修繕、維持管理他） ・観光客が利用する公衆トイレ・観光用施設・遊歩道等観光関連施設の維持・歩道の草刈り。	・請負・直営による観光施設の整備 ・委託施設維持経費の支払い（電気・水道・下水道料金）・トイレの清掃、消防施設・浄化槽の管理委託。施設の破壊修繕。遊歩道の草刈り。	しゃくなげ園、湯尻川、野地平、登山道整備などソフトと一体的な整備ができた。
227	観光商工課	観光振興事業	29,319	見直しの上で継続	効率化	観光協会や各団体と連携し効果的な観光事業ができるようにする。	本村の美しい自然や農業景観、火山とその恵みである温泉等、本村の有する観光資源や魅力を多くの人に紹介し、観光客の誘致に結びつける。経済力の向上と地域の活性化。	関東圏の居住者を中心に、全国の観光ニーズを対象とする。雑誌、新聞等マスコミ関係者、ラジオ・イベントなどを利用し、情報発信を行う。	婦恋村の入込み客数は過過型が多く、村内への経済的効果が薄いという評価が一般的であった。経井沢、草津に隣接する位置的な好条件を利用して広域的観光を展開するとともに、着地型への転換を図ることで村内の観光産業を活性化させる。	・2019観光協会の法人化 ・2020モンベルフレンドエリア登録 ・2022観光協会への業務委託を開始（自治体連携PR、トレッキングツーリズムPR)
228	観光商工課	マラソン大会補助事業	8,000	現状のまま継続			グリーンシーズンの入込客増加を図るため、マラソン大会を開催し、大会の運営を支援する。同時に関連する宿泊者の増をねらい、効果的に婦恋村をPRする。	全国各地のマラソンランナー、ランナーの家族（観光客）地元住民及び観光事業関係者	実行委員会を組織。メイン会場は東海大学婦恋高原研修センター。コースはバラギ高原周辺及びつごいパノラマライン北ルート。	第5回大会（平成24年度）から事務局が観光商工課に移動。第6回大会からエントリー数3,500件に変更し、スポーツ振興及び助成金を受け。令和2年度より消費税増税及び各種経費の増大に伴い一部参加費の増額をおこなった。第14回大会は婦恋橋全面通行止めにより、コースが国道の迂回ルートとなったため中止。令和5年度は新型コロナウイルス感染症等の影響を鑑み、参加者数を1,000名減らし、2,500名の大大会となった。令和6年度は3,000名規模で実施。
229	観光商工課	愛妻の村づくり事業	3,836	現状のまま継続			村名の由来を活用して「愛妻家」をキーワードに観光・産業などの活性化を図り、「愛妻家の聖地」婦恋村をPRする。「妻との時間をつくる旅」を中心としたプロモーションを展開し、婦恋村の知名度を向上させ、誘客を図る。	全村民、観光事業者、商工事業者、観光客	「愛妻家の聖地」をPRし、村民に活用する有効手段を周知する。日本愛妻家協会と連携することにより、協会が持っているノウハウを活用する。	婦恋村観光協会等と連携しさらなる誘客を図る。令和4年度より「愛妻家の聖地PR事業」を婦恋村観光協会に委託。委託内容は妻旅向上委員会の運営、いい夫婦の日と妻まつりのイベント業務等。
230	観光商工課	観光情報発信事業	132	見直しの上で継続	重点化	各団体と協働しながら情報が発信できる検討をする。	ホームページ、ツイッター、フェイスブック等による情報発信に取り組んでいるが、さらに動画や観光施設、イベントのライブ映像などの発信を加え、誘客宣伝を強化し、また観光案内を効率的に行うため。	観光客、観光関係者、村内商工業者、住民	・持ち運び可能なライブ用カメラ機器を購入し、現地のライブ映像をホームページ上で見られるようにする。 ・ビデオカメラで撮影した映像など動画を数多くホームページ上で見られるようにする。	H26しゃくなげ園設置、バラ吉湖畔、万座ハイウェイ噴気監視、鬼押出し園設置、H27シャクナゲ園（浅間山監視含む）
231	観光商工課	婦恋スキー場管理事業	4,430	現状のまま継続			冬場におけるバラギ地区及び本村全体の地域振興を図るため。	住民、スキー客、バラギ高原観光協会、吾妻森林管理署、バルコール婦恋2号(株)	業務委託契約締結により運営を行い、スキー場に保有する資産を無償貸与。修繕及び補修は行わず、国有地使用料、施設撤去費など一般会計から支出している。	H29年度より一般会計に移行し設備条例を廃止。指定管理から業務委託へ。R6年度バラギスキー場の一部を民間に譲渡したことで使用料が減額。
232	観光商工課	硫化水素ガス対策事業	1,978	現状のまま継続			万座地区における硫化水素ガスによる事故の防止及び監視・救助等による安全対策。	観光客及び地元住民	監視・警報システムにより硫化水素ガスの発生状況を常時監視し、スピーカーにて危険を知らせる（協議会により）。危険地帯の補及及び看板設置。ガスの発生地帯の定期監視の実施（年4回）。監視・救助のためのガスマスク等備品の配備	R5年10月より草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議会監視救助体制部の担当が草津町から婦恋村へ変更
233	教育委員会	教育委員会運営事業	1,348	現状のまま継続			教育基本法に基づき婦恋村の教育の充実を図る。村民憲章が求める人間性豊かな村民の育成並びに社会教育の変化に対応するために生きる力をはくむ基本方針とし、村ぐるみの教育行政を推進していく必要がある。	全村民	「婦恋の教育」推進目標として学校づくり・家庭づくり・地域づくりを柱に教育環境の充実と努め、心豊かな村民の育成を目指す。	振興協議会、婦恋の教育についての見直しや、教育委員会の評価点検について、早期時期に開始し、現年度の事業実施をついた。
234	教育委員会	事務局管理事業	3,660	現状のまま継続			村内教職員の住居確保等・幼児、児童、生徒の身体及び歯科検診	新規採用及び遠隔居住者・幼稚園児、小・中学校児童、中学校生徒	学校づくり・家庭づくり・地域づくりの三つを設定し、21世紀に生きる豊かな心・豊かな体力・豊かな学力を身につけた心豊かな婦恋村民の育成を目指して教育行政を推進する。全幼児、児童、生徒の検診。	老朽化した教員住宅の解体。H23千俣教員住宅、H25西部教員住宅解体。
235	教育委員会	語学指導を行う外国青年招致事業	9,482	現状のまま継続			英語教育の充実を図ることを目的として、英語担当教員とのチーム・ティーチングを通して、国際化に対応できる児童と生徒の育成を図る。ALTとふれあう活動を通して、幼稚園児の国際感覚を養う。	小・中学校児童生徒及び幼稚園児	児童生徒の英語力向上を図るため、指導助手として担当教諭とのチーム・ティーチングにより英語授業の充実を図る。幼稚園児は歌やゲームなどでALTとふれあう活動を通して、簡単な英語を耳にする機会を持ち、身近に感じてもらう。	H21年度の二期よりALTを1名増員し小学生の外国語活動の充実を図っている。
236	教育委員会	奨学金貸付事業	1,901	現状のまま継続			教育を受ける権利の機会均等（学習意欲のある者に等しく機会を与える）を図り、有用な人材育成に努める。	村民が高等学校、短大、大学等への進学に意欲のある者で、入学準備金・学費等の調達に困難な者	広報等で募集する。申請書を受け付け、所得等を審査委員会等で審査し、教育委員会の承認を得て本人に決定通知を送付する。	返還金の未納者に対する返還方法の対応。H30年度は貸付金より返還金が多くなっている。
237	教育委員会	スクールバス運営事業	195,188	見直しの上で継続	効率化	効率化に向けた工夫及び適切な運営。	婦恋村は通学区域が広範囲であり、公共交通機関が整備されていないため、児童生徒の通学手段を確保すること。	幼稚園、小学校、中学校の児童生徒で遠距離から通学通学するもの。	民間2社に運行委託して経営している。	全15路線のうち1路線を直営運行
238	教育委員会	給食センター運営事業	123,430	見直しの上で継続	効率化	施設、設備の老朽化対策・アレルギー対策の一層の強化。	学校給食の充実及び学校における食育の推進を図り、学校給食が幼児、児童及び生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	園児・児童・生徒・教職員	学校給食法に定める学校給食実施基準、及び学校給食衛生管理基準により給食を実施する。	H5より現在の施設に移転。H28から給食費無償化。幼稚園完全給食開始。R1より保育園部給食提供開始。献立作成ソフト導入。
239	教育委員会	小学校管理事業	116,943	現状のまま継続			小学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育の充実。	村内小学校施設の維持管理	教育目標徳・体・知の基礎と基本と身につけさせ、人間性豊かな子どもを育てる	H25年度東小・鏡原小を統合し東部小開校。H27年度西小・田代小・千俣小を統合し西部小開校。
240	教育委員会	東部小学校管理事業	10,278	現状のまま継続			小学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育の充実。	村内小学校施設の維持管理	教育目標徳・体・知の基礎と基本と身につけさせ、人間性豊かな子どもを育てる	H25年度東小・鏡原小を統合し東部小開校。H27年度西小・田代小・千俣小を統合し西部小開校。
241	教育委員会	西部小学校管理事業	12,792	現状のまま継続			小学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育の充実。	村内小学校施設の維持管理	教育目標徳・体・知の基礎と基本と身につけさせ、人間性豊かな子どもを育てる	H25年度東小・鏡原小を統合し東部小開校。H27年度西小・田代小・千俣小を統合し西部小開校。
242	教育委員会	小学校教育振興事業	3,285	現状のまま継続			小学校における教育振興を図る。	村内小学校児童及び保護者	教育目標達成のため環境を構築し、教育振興を図る。	補助金交付要綱の見直しを実施。
243	教育委員会	東部小学校教育振興事業	6,388	現状のまま継続			小学校における教育振興を図る。	村内小学校児童及び保護者	教育目標達成のため環境を構築し、教育振興を図る。	補助金交付要綱の見直しを実施。
244	教育委員会	西部小学校教育振興事業	7,546	現状のまま継続			小学校における教育振興を図る。	村内小学校児童及び保護者	教育目標達成のため環境を構築し、教育振興を図る。	補助金交付要綱の見直しを実施。
245	教育委員会	小学校交流事業	654	現状のまま継続			千代田区の児童との自然農業体験及び5年生東京への遠足時に千代田区の小学校を訪問し親睦を深める。	村内小学校5年生・千代田区小学校5年生	農業体験を通して、千代田区小学生との交流（作物の植え付け及び収穫）。村内5年生遠足で千代田区小学校訪問に対する補助金（1人4,000円まで）。	毎年度打合せ会議を行う目的、成果を確認し実施の意義を再認識し、改善を図っている。
246	教育委員会	中学校管理事業	15,437	現状のまま継続			中学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育等の充実。	村内中学校施設維持管理	運営上必要な教材及び施設の整備	H24年度より中学校統合。R2年度太陽光パネル更新及び校内照明をLED化
247	教育委員会	婦恋中学校管理事業	10,695	現状のまま継続			中学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・整備の充実と健康安全教育等の充実。	村内中学校施設維持管理	運営上必要な教材及び施設の整備	H24年度より中学校統合。

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯	
248	教育委員会	中学校教育振興事業	6,723	現状のまま継続			中学校における教育振興を図る。	村内中学校生徒	教育目標達成のため教育環境を構築する。	補助金交付要綱の見直しを実施	
249	教育委員会	婦恋中学校教育振興事業	6,100	現状のまま継続			中学校における教育振興を図る。	村内中学校生徒	教育目標達成のため教育環境を構築する。		
250	教育委員会	中学生海外交流派遣事業		見直しの上で継続	効率化	実施及び課題解決に向けた検討、準備。	本校における国際交流の振興と国際性豊かな人材育成により、国際理解教育の推進を図る。	婦恋中学校3年生(抽選により12名)	本人の申込(要英検4級以上)一学校長の推薦一公開抽選会一派遣生徒決定(12名)	負担金の見直し	
251	教育委員会	中学生座間味村交流	1,555	現状のまま継続			明日の郷土を担う青少年たちの心身ともに健やかな成長を図る。 風土・歴史・文化・産業の異なった地域の視察学習を通して視野を広げ、社会性を養う事は重要。	婦恋中学校3学年生徒を対象に男女合計12名	本人の申込一学校長の推薦一公開抽選会一派遣生徒決定(12名)	参加者の負担金をH18年度に3万円から4万円に増額した。	
252	教育委員会	スピードスケート振興事業	4,684	現状のまま継続			本校の伝統的スポーツであるスピードスケートを根ざすため、さらなる探求を期待する。	村内小学校・中学校・婦恋高校の選手育成強化、小学校の授業	練習環境の提供・県施設の青葉湖のバイピングリンク借用及び夏季期のローラースケート場の貸貸。	小学校統合に伴い全小学校でスケート授業を取り入れる。	
253	教育委員会	運動公園維持管理事業	111,541	現状のまま継続			村民の健康管理・体力の向上のみならず、観光業との連携を図り、村外からの利用者増に努める。	全村民及び村内宿泊施設利用者、婦恋中学校生徒	利用者の日程調整。施設の維持管理。	管理委託契約の見直し。使用料の見直し。利用に関する広報活動。	
254	教育委員会	社会体育館維持管理事業	2,547	現状のまま継続			村民の健康管理・体力の向上及び地域コミュニティの振興	村民等	体育館は利用の日程調整及び維持管理事業。公園関係は、遊具の点検、維持管理事業を行う。		
255	教育委員会	社会教育振興事業	9,502	現状のまま継続			村民の多様化する学習ニーズへの対応、地域、家庭の教育力の向上、社会教育団体への支援、青少年の社会参加の推進等、つながりのある地域社会を築いていくなど、社会教育事業全般の基礎的事業	各種社会教育団体等、村民	社会教育委員会議の運営、各種団体への助成	自主運営への取組 H24から生涯学習だより発行 H26より花いっぱい事業を公民館事業へ移動	
256	教育委員会	人権教育推進協議会運営事業	754	現状のまま継続			村民ひとり一人が人権感覚を身につけると共に、人権問題を正しく認識し、基本的な人権の精神が村民の生活の中に実現するような村作りを推進する。	全村民	人権教育推進協議会の開催、人権教育推進大会の開催、人権教育推進協議会委員の研修会(年2回(村・郡各1回))、人権に関する演劇教室開催(西部小・東部小)、「人権に関する標語」の募集・選定、広報つまごいで啓発活動を行う。	人権問題は今後山積する傾向にあり、現状を踏まえた活動の推進を図る。	
257	教育委員会	青少年健全育成事業	459	現状のまま継続			青少年の社会参加を促し、地域社会での活動を通じて豊かな人間性を育む。	青少年を中心に全村民を対象とする。	青少年育成推進員連絡協議会の活動(婦恋クリーン大作戦やパトロール、啓発活動等)の一環として進める。 20歳ものつどいは式典、記念撮影を実施。	H23より成人式開催事業を統合 H27より健全育成団体補助金を申請 R4より成人式を20歳のつどいへと名称変更をおこなった。	
258	教育委員会	放課後子ども教室推進事業	1,201	現状のまま継続			子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを考える必要を感じる。		すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設ける。	平日の放課後や週末等に学校の空き教室や校庭・体育館等を活用し、地域の方々の参画(安全管理員)を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、昔遊びや読み聞かせ等の文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。	平成27年度より土曜・長期休業中の教室も開催している。
259	教育委員会	文化祭実施事業	1,217	見直しの上で継続	効率化	時代に応じた実施内容や実施形態の検討。	村民のための生涯学習の発表の場の提供と各地区村民の交流親睦を深める。 村民が日々の生涯学習、生涯スポーツの成果を披露、発揮できる機会を提供し、子どもから高齢者まで幅広く交流することで、伝統や文化の継承に寄与するとともに、郷土愛の醸成と地域文化の啓蒙を図る。	村民	文化協会、スポーツ協会、各区等団体村民へ参加・協力を呼びかける。 文化祭実施委員会、文化協会及びスポーツ協会が主管となり、文化の部及びスポーツの部をそれぞれ開催する。	H22から補助事業から単独事業費へ移行。H24から成果・活動指標変更。 R5からこれまでの運動の部は廃止し、文化の部・スポーツの部をそれぞれ開催	
260	教育委員会	公民館運営事業	11,426	現状のまま継続			地区における公民館活動の運営支援と地域の自主性の醸成。東部公民館における住民への学習機会の提供	全村民、婦恋会館利用者、地区公民館利用者、図書室利用者	町村連携講座・上毛かるた競技大会、おもしろ科学教室の開催、ふるまごキッズの実施、子ども会育成会の運営、家庭支援講座、楽園に子どもキッズの開設、図書室の整備、県内連携図書館の有効活用、吾妻郡共同巡回文庫の運営。	H23年度、おもしろ科学教室、図書室運営事業を統合。 H26年度、花いっぱい運動を統合、イキキ講座開始	
261	教育委員会	公民館施設整備維持管理事業	1,380	現状のまま継続			生涯学習振興のための施設維持管理	教育委員会社会教育係 仮事務所・仮図書室	施設利用に支障なく対応できるよう日常点検を実施し、修理・管理・清掃等の維持管理する。また仮図書室として機能できるように管理していく。	婦恋会館建て替えにより2023年度より解体が開始され、職員は仮事務所へ移動。	
262	教育委員会	スポーツ振興事業	9,561	現状のまま継続			村民のスポーツに対する参加意欲を喚起し、体力向上と健康増進に資するとともに、各スポーツ団体の支援を行い、村民個人及び団体の自主的活動を推進する。	村民・村内スポーツ団体	村内スポーツ施設の管理を行い、諸手続など事務的な支援及び人的補助と補助金など、経済的支援を通し負担軽減をはかる。また、指導者の育成のため各種研修会や事例研究に努める。	H23よりスポーツ少年団推進事業を統合	
263	教育委員会	スポーツ推進委員会運営事業	406	現状のまま継続			住民にスポーツ実技の指導を行う。スポーツ活動促進のため組織の育成を行う。行事事業への協力。スポーツ振興のための指導助言を行う。	村民	スポーツ推進員に県・郡の研修会、講習会へ積極的に参加を促し知識、技術を習得したうえで、スポーツ教室などを開催してもらう。	法改正によりスポーツ推進員に改正	
264	教育委員会	総合グラウンド維持管理事業	8,441	現状のまま継続			体育・レクリエーションの振興をはかるため効率的に使用する。	全村民及び村内宿泊施設利用者	老朽化施設及び備品の点検、修繕、更新を行い、使用については申込により日程・時間調整を申込者と協議し、効率的な使用環境を整える。	国の経済対策交付金により施設改修を実施。	
265	教育委員会	村民プール維持管理事業	287	現状のまま継続			村民の健康増進と生涯スポーツの推進	主に村民	村民プールの一般開放を実施する。し、施設管理、使用者の安全監視を行う。	29年より管理、運営委託先が無く、直営で開放。教室も同時廃止。	
266	教育委員会	吾妻郡民スポーツ大会参加事業	643	現状のまま継続			大会を通して郡内住民のスポーツ交流と親睦をはかり、スポーツに対する参加意欲の喚起につなげる。 吾妻郡スポーツの健全な発展を目指し、参加者相互の交流・交友を深め、アマチュアスポーツ精神の高揚と競技力の向上を図るとともに、心身の健全な発達、健康・体力の保持並びに生活の中に自然と取り込まれることを期する。	村民	婦恋村スポーツ協会を通して選手集めを行いを中心に、吾妻郡民スポーツ大会へ参加する。	大会運営に必要な施設、用具等の貸出と必要最小限の人的補助に努めた。H30より吾妻郡民スポーツ大会 R5から当番制を廃止、メイン会場を置かず、各専門部が主体となり各各種目競技を実施	
267	教育委員会	新婦恋会館建設事業	1,009,306	現状のまま継続			現在の施設は昭和50年の開設以来45年以上経過し、社会教育活動の拠点施設として活用してきた。近年は老朽化が著しく、また耐震基準に適合しておらず村の避難場所としても指定してあることから早急な対応が迫られている。 現在の場所へ建替えを実施し、新たな社会教育活動施設、防災施設の拠点としたい。	村民・村外各種団体	プロポーザルにて設計会社を決定。 一般競争入札にて施工業者決定。		
268	教育委員会	浅間山熔岩樹型整備活用事業	270	現状のまま継続			国指定特別天然記念物浅間山熔岩樹型の保護と活用により、村民の貴重な財産である文化財を次世代に継承し、観光振興を通じて地域の活性化に貢献する。	国指定特別天然記念物浅間山熔岩樹型分布地周辺	熔岩樹型分布指定地内の定期的な刈り払いや樹型の枯れ葉等の除去の実施及び保護団体への支援。トイレ・説明板・墜落防止柵等の便宜施設の整備及び普及啓発活動。保存活用計画策定に向けた調査・検討。熔岩樹型に関わる浅間山北麓ジオパークや環境省・群馬県文化財保護課、文化庁などの関係団体と連携し、事業に取り組み。	H24~25土壌境界杭修繕、H28仮設トイレ設置。H29看板修繕、H29~普及啓発イベントの実施。H30~R3調査事業、保存活用計画策定事業の実施。	
269	教育委員会	湯の丸レンゲツツジ群落保護増進事業	618	現状のまま継続			ボランティアとともに村を代表する湯の丸レンゲツツジ群落の自然生態系と環境の保全を図るとして、住民と行い連携を進め、心と文化を育む村づくりと環境教育の普及を目指す。	湯の丸レンゲツツジ群落指定地	雑木伐採及び下草刈りによるレンゲツツジ保護増進事業の実施。ボランティアによる保護団体のレンゲツツジ保護増進活動への支援。自然観察会等の普及啓発活動による文化財や自然環境に対する意識高揚及び郷土愛の醸成。事業は湯ノ丸山周辺の関係団体と連携し実施する。	H29~ボランティアで手の届かない範囲の伐採作業の継続した業者委託を開始。	
270	教育委員会	文化財保護活用事業	3,699	現状のまま継続			村民の貴重な財産である文化財の保護・活用により、文化財を次世代に継承し村民の郷土愛及び文化的向上を目指す。さらに、観光振興を通じて地域の活性化に貢献する。村内文化財の調査による学術研究の発展や適切な文化財の適切な管理を図る。	村内指定文化財、未指定文化財	婦恋村文化財調査委員会による調査、審議等を行い、文化財所有者や地域住民や学校関係、ジオパーク等の関係団体との連携を図りながら事業を実施する。必要に応じて文化財の保全事業・活用事業、説明板・標識柱の設置・更新・文化財台帳の整理等を実施する。	H23文化財調査委員会運営事業を統合。H27市庁「婦恋村の文化財」の改訂。H30~一部指定文化財の単別別作業を委託事業化。R3地域計画策定に向けた文化財リスト作成に着手。法改正により「文化財保護審議会」と改称。	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
271	教育委員会	資料館運営事業	17,839	現状のまま継続			天明三年浅間焼け遺跡に関する資料を中心に、考古、歴史、自然、文化等の資料を収集し、保管し、及び展示して教育的配慮のもとに住民の利用に供し、併せてこれらに関する調査研究及び事業を行うため。	来館者及び資料を必要とする団体及び個人	展示会(常設展示及び企画展)開催、講座等の開催、資料館ボランティアガイド養成・運営、資料収集活動	H23より体験学習事業、資料館施設整備維持管理事業を統合
272	教育委員会	鎌原町歴史資料館整備事業(資料館)	23,178	見直しの上で継続	効率化		「地域計画」の認定に伴い関係団体と連携強化を図り、数多の文化財を「面」でとらえ、地域の魅力として発信していく。	全村の文化財を集約した上での天明三年浅間山噴火災害と復興を学ぶ場の整備	文化庁のすすめる「文化財保存活用地域計画」の策定準備を進めつつ、石段・十日の窪・延命寺といった、かつての象徴的な遺跡整備の公開展示の準備に取り組む。学際的な周辺調査を通して、さらなる価値担保をはかった上での周辺計画を進める。鎌原遺跡の指定史跡化とその先の整備活用計画と見直し。	地域計画のR6前期認定済、鎌原遺跡の指定史跡化(R8想定)については、範囲把握と総括報告書により「史跡計画」に向けて動いており、R7年度中の総括報告書刊行準備と国具申準備
273	教育委員会	学童保育所運営事業	16,804	現状のまま継続			保護者が仕事等で昼間家にいない小学生(1年生～6年生)児童に対し、授業の終了後に学童保育所において生活の場を与える。	小学生(1年生～6年生)	放課後及び長期休暇(夏休み等)時に学童保育所において生活の場を与え、居場所を確保する。	旧こどもふれあい館を現在の東部学童保育所に併設し、平成27年度に教育委員会へ委任された。
274	教育委員会	東部保育所運営事業	37,436	見直しの上で継続	重点化		保護者の就労または病気等により家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることともに、通所する児童の心身の健全な発達に寄与する。	満1歳から、小学校就学前の保育に欠ける児童	入所児童の受け入れ、保育の実施、一時保育事業	東部幼稚園と東部保育所との幼保連携保育実施。平成26年8月より東部こども園として、東部幼稚園、鎌原幼稚園と東部保育所が統合されてスタートしている。
275	教育委員会	幼稚園運営事業	34,791	現状のまま継続			幼児教育は、学校教育法第77条の規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を整え行うための運営費等を計上した事業である。	村内の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び保護者	村内2園により3年保育を実施	平成19年度より教育施設再編委員会により再度統廃合を検討。平成26年度統一完了
276	教育委員会	西部幼稚園運営事業	2,717	現状のまま継続			幼児教育は、学校教育法第77条の規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を整え行うための運営費等を計上した事業である。	村内の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び保護者	幼稚園の運営及び幼児の3年保育を実施	平成19年度より教育施設再編委員会により再度統廃合を検討。平成26年度統一完了
277	教育委員会	東部こども園運営事業	3,933	現状のまま継続			幼児教育は、学校教育法第77条の規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を整え行うための運営費等を計上した事業である。	村内の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び保護者	東部こども園の運営及び幼児保育を実施	東部幼稚園と東部保育所との幼保連携保育実施。平成26年8月より東部こども園として、東部幼稚園、鎌原幼稚園と東部保育所が統合されてスタートしている。
278	上下水道課	簡易水道事業特別会計	-46,448	見直しの上で継続	効率化	施設等の改修、料金の見直しによる安定供給の確保。	安全で安心、清浄にして低廉な水の安定供給を図り、もって公衆衛生の向上に努める。	村民及び水道水の利用者	老朽管の更新、老朽施設の改修整備、漏水箇所の修理、水源の保護	平成19年に料金改定実施 平成29年より経営戦略策定着手 令和6年より企業会計に移行
279	上下水道課	上水道事業特別会計	-274,771	見直しの上で継続	効率化	施設等の改修、料金の見直しによる安定供給の確保。	安全な水道水の安定供給	村民、別荘滞在者等	老朽化施設の計画的な更新による事故防止と、施設の適切な管理・運営	・平成13年度から石綿管の布設替え ・平成19年度に料金改定 ・平成20年度に高利率の起債の借換え ・令和2年度途中から、検討を3ヶ月に1回から2ヶ月に1回に変更
280	上下水道課	公共下水道事業特別会計	-107,157	現状のまま継続			生活雑排水の浄化による生活環境の整備と公共水域の保全 ・河川水質の保持	汚水処理計画区域内の住民、汚水処理施設、関係各種団体	・汚水処理施設や管路の計画的な維持管理 ・接続の推進 ・健全な管理運営を行うために適正な料金体系の確立	・H17年度、H19年度に下水道使用料の値上げ改定。 ・処理場管理委託契約期間(H27年度～H31年度:5年間)満了に伴い契約更新(R2年度～R6年度:5年間)を行った。
281	上下水道課	農業集落排水事業特別会計	-39,269	現状のまま継続			生活雑排水の浄化による生活環境の整備と公共水域の保全 ・河川水質の保持	汚水処理計画区域内の住民、汚水処理施設、関係各種団体(農集排・個別浄化槽)	・汚水処理施設や管路の計画的な維持管理 ・地元協議会等と連携した接続の推進及び個別合併化槽設置の推進 ・健全な管理運営を行うために適正な料金体系の確立	・H17年度、H19年度に下水道使用料の値上げ改定。 ・各処理場管理委託契約期間(H27年度～H31年度:5年間)満了に伴い契約更新(R2年度～R6年度:5年間)を行った。
282	交流推進課	国際交流事業	1,384	見直しの上で継続	重点化		国際的な交流を実施することにより、村民の国際的な視野を養い人材育成を目指す。 ・イタリアポンベイ市との交流実施。	全村民、小中学生	ポンベイ市中学生との絵画等の作品交換交流を実施	ポンベイ市と友好都市協定締結を機に両村の発展のため、これまで以上に交流事業を推進する。
283	交流推進課	(専任)集落支援員運営事業	9,130	見直しの上で継続	効率化		別荘エリアに住む住民に対し、村の行政情報を迅速かつ正確に届け、併せて住民が抱える困り事や村への要望と対話を通じて集約し、安心して暮らせる地域づくりをする。また、移住希望者や検討する者と移住相談を通じて、本村への移住定住促進を図る。	浅間高原別荘エリアの住民、本村への移住を検討している者	村が発行する広報誌や情報誌の訪問配布とこれに伴う行政相談と意見集約、安否確認を実施する。	R3年度に交流推進課が設置され、本事業の所管課となった。なお、兼任事業は、未来創造課が所管する。
284	交流推進課	移住定住促進事業	3,423	見直しの上で継続	効率化		人口減少による子育て世代や将来を担う世代の減少を背景に、移住プロモーションを効果的に打ち出し、村の将来を担う世代確保する。	東京圏に住む地方への移住潜在意識を持つ方	東京圏を含む全国に向けて、WEBページによる情報発信や、広報媒体を用いて移住の訴求力を高めるとともに、集落支援員による移住相談や村内施設案内等の移住コーディネートを行う。来年度からは、帰恋村が求めている若年層への働きかけをより活発にするため、ブラッシュアップする。	H28年移住集落支援室開設 H29年地域交流センターへ事務所移転 R3年交流推進課の設置に伴う集落支援員の拡充
285	交流推進課	浅間山北麓ジオパーク推進事業	17,929	見直しの上で継続	重点化		地域の資源を保護・保全し、次世代のための持続可能な社会を目指す。 ・住民に地域の魅力を伝えることにより、地域愛を育む。 ・観光客に質の高いガイドや体験を提供することにより、増客を目指す。	地域住民・観光事業者・観光客	・地域の団体と連携し、地域資源の保護・保全活動を実施。 ・講座・出前授業の実施 ・講座イベントの開催 ・ジオサイトやコースのガイド活動	昨年度に続きコロナ禍の状況下ではあったが、JGD全国大会、子どもサマーマーケット、JGN関東大会が現地開催されコロナ禍の影響を受ける事無く無事に開催、参加することができた。コロナにより自粛していた活動がもとより、活動が活発化した。また浅間山南麓の活動が活発化し、「市民の会」としてジオパークを推進する団体が立ち上がった。
286	交流推進課	鎌恋村地域交流センター管理事業	3,546	現状のまま継続				全村民、観光客	交流施設の整備(増築修繕)	交流施設の増築工事に着手し大会議室、加工場、倉庫を備えた増築建物(既存施設からの連絡も含む)を工期内に竣工した。交流センタートイレ修繕および駐車場の外灯設置を竣工した。また駐車場舗装工事も着手し、工期内に完了の見込みである。
287	交流推進課	自然環境推進事業	693	現状のまま継続			「鎌恋村及びその周辺地域の自然生態系の保全と活用を推進するため、行政・研究機関・各種団体・民間企業及び地域住民が協力して、調査研究やツーリズムを通じて、環境教育活動及び地域経済や文化の発展を推進することによって、地域社会の持続的な発展に寄与する」 「あさま高原オープンガーデン推進協議会」では、地域交流センターの庭の手入れをお願いし、ガーデニングの楽しさ、素晴らしさを発信していく。	浅間高原野鳥の会会員・あさま高原オープンガーデン推進協議会	浅間高原野鳥の会の会、野の生き物観察会の開催やモニタリング調査、自然環境保全のためのクリーン作業、山之内が主導しているエコパーク推進事業への協力、その他情報発信等を行い、活動内容を告知する。 あさま高原オープンガーデン推進協議会は、地域交流センターのガーデニングから協議会員のオープンガーデンを回るツアーなどを行い、またSNS等利用し、情報発信を行う。	浅間高原野鳥の会の活動や調査データをウェブサイトなどで周知していく。 あさま高原オープンガーデン推進協議会も情報発信の強化が必要。
288	交流推進課	地方創生テレワーク推進事業	3,498	見直しの上で継続	効率化		関係人口、移住促進を見据えた「ASAMA Valley」の活用推進。	都市部からの流動人口及び移住人口を拡充する	テレワーク施設を手段として、テレワークを実践しており、社員の人材育成を理念にしている都市部企業に村の地域課題解決を目的とした研修をきっかけに村への関係人口、移住促進を図る。	令和4年度より実施する。 R7「企業版関係人口創出事業」へ事業名変更

■令和6年度事務事業評価結果一覧表

No	担当課名	細事業名	決算額(千円)	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	これまでの見直し・改善の経緯
289	交流推進課	地域交流事業	4,652	現状のまま継続		村内で自発的な地域交流、コミュニティが生まれるよう促進する。 コミュニケーションが取れる事により防災、避難にも活用出来る。	村内で自発的な地域交流、コミュニティが生まれるよう促進する。	村民および二拠点居住者、季節利用者、観光客	対象者が交流できるイベントの場を提供し、併せて交流拠点としての地域交流センターの利用を促進することで地域コミュニティ活動を支援し、地域交流の機運を醸成する。	令和4年度まで神川コスモまつりを主とした事業だったが、令和5年度より嬭恋村内の地域交流を目的とする事業とした。
290	交流推進課	空家等・空地対策事業	2,581	現状のまま継続			空家・空地の有効活用、危険空家の把握及び除去	村内の空家・空地所有者	空家・空地の状況調査、所有者の意向調査を行い、村内の活用可能な空家や空地、および解体が必要な空家を把握する。 「嬭恋村空家等対策計画」を策定し、国土交通省の社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「空き家再生等推進事業」の交付金を申請し、空家等の除却や活用方法などを検討していく。	令和2年3月から「嬭恋村空き家バンク」開設。令和4年7月から空き地の取り扱いも開始。令和5年4月1日から「空き家・空き地バンク購入補助金事業」開始